

## 【北九州市】 循環型社会形成推進地域計画 書類一覧

### ◎ 循環型社会形成推進地域計画

(添付資料)

- 別添 1 対象地域図（地域内施設の位置図）
- 別添 2 平成28年度から目標年度（令和10年度）までの年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ
- 別添 3 現有処理施設の概要
- 別添 4 各施設周辺のハザードマップ
- 別添 5 北九州市国土強靱化地域計画アクションプラン（抜粋）

○ 様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

○ 様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

### ◇ その他参考資料

| 使用する様式                         | 対象とする施設     |
|--------------------------------|-------------|
| 参考資料様式2<br>施設概要(エネルギー回収施設系)    | 新門司工場       |
| 参考資料様式2<br>施設概要(エネルギー回収施設系)    | 新・日明工場      |
| 参考資料様式8<br>計画支援概要              | 日明工場        |
| 参考資料様式1<br>施設概要(マテリアルリサイクル施設系) | 本城資源化センター   |
| 参考資料様式8<br>計画支援概要              |             |
| 参考資料様式5<br>施設概要(最終処分場系)        | 響灘東地区廃棄物処分場 |
| 参考資料様式8<br>計画支援概要              |             |
| 参考資料様式7<br>施設概要(浄化槽系)          | 浄化槽設置整備事業   |

# 北九州市 循環型社会形成推進地域計画

北 九 州 市  
令和 4 年 1 2 月 1 6 日

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

- 構成市町村名 北九州市
- 面 積 492.50km<sup>2</sup>
- 人 口 923,793人[438,118世帯](令和4年11月1日現在)

### (2) 計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、社会経済情勢の変化や一般廃棄物処理基本計画(第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画)の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

### (3) 基本的な方向

本市では 2011(平成 23)年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」(本市の一般廃棄物処理計画)を策定し、「循環型」の取組みに「低炭素」と「自然共生」の取組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向けた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきた。

その結果、市民 1 人一日当たりの家庭ごみ量削減目標を 3 年間前倒しで達成するとともに、ごみの減量化・資源化が進んだことから、廃棄物処理に伴って発生する CO<sub>2</sub> 排出量も目標値より大幅に削減するなど、成果をあげてきた。

一方で、近年では、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロス、地球温暖化の加速などの世界規模の課題が顕在化しているほか、大規模自然災害の頻発など、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化し、新たな対策が必要となっている。

このような状況を踏まえ、2021(令和 3)年に、「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画」(計画期間:令和 3 年度から 12 年度の 10 年間)を策定し、これまでの取組の方向性は継承しつつ、SDGs の実現や脱炭素社会への貢献といった視点も新たに加えた取組を行うこととしている。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

国の廃棄物処理施設整備計画(2018(平成 30)年閣議決定)では、将来にわたる廃棄物の適正処理の確保にあたっては、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があり、そのためには、廃棄物の広域的な処理を進めていく必要があるとされている。

また、広域行政については、一定の圏域の市町村がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図る、「連携中枢都市圏構想」という都市間連携の新たな枠組みが構築された。

本市でも「連携中枢都市圏構想」に基づく北九州都市圏域を形成し、令和3年8月に第1次改訂を行った「第2期北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン(平成28年4月)」の枠組みの中で、周辺自治体と連携しながら取組みを進めていくこととしている。

加えて、県が策定した「福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」を踏まえ、県及び近隣自治体と連携を図りながら、圏域内の長期・安定的な廃棄物処理体制の構築を目指す。

#### 【一般廃棄物の広域的な受入れ】

本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、当該団体の首長、議会からの要請を受け、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結している。また、受入れの前提として、次の三原則に適合していることを毎年度確認する。

- 本市のごみ処理に支障がないこと
- 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

新たに「連携中枢都市圏」を中心とした自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討する。

なお、ごみ処理施設については、広域的な受入れ処理を行うことを視野に入れ、整備の検討を進める。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市では、平成18年からプラスチック製容器包装の分別収集を実施しているが、プラスチック資源循環法に沿ったプラスチック使用製品の資源化についても先駆的に取り組むこととしており、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品の一括回収・再商品化について、令和5年度中の開始を計画している。

また、製造・販売事業者によるプラスチック資源の自主回収にも積極的に協力することとしており、ペットボトルや日用品の容器などの水平リサイクルに関する事業や実証等について、事業者と連携して取り組んでいる。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め、407,126トンであり、再生利用される「総資源化量」は111,948トンである。

なお、本市3焼却工場では、ごみ発電を行っており、自家消費した残りの電力は、隣接の市有施設(市収集部門、下水施設)に送電し、その余剰分を電力会社へ売電している。

新門司工場は、シャフト式ガス化熔融炉を持つ焼却施設で、焼却灰をJIS規格に適合した熔融物として資源化し有効活用しているほか、ボイラの高温高压化(4MPa, 400℃)により最大発電能力23,500kW、最大発電効率23%の高効率サーマルリサイクルを実施している。

一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物は本市の告示に基づき、紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・金属くずとしており、焼却工場にて受入れている。

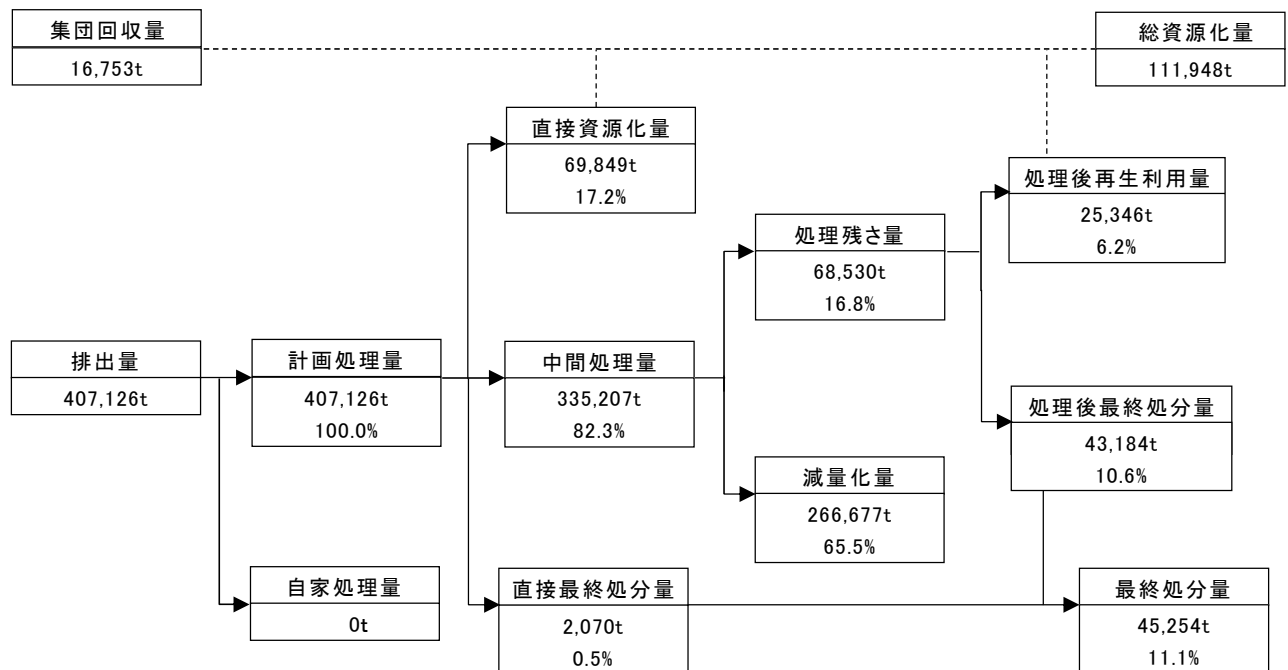


図1 一般廃棄物の処理フロー(令和3年度)

## (2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で931,426人であり、水洗化人口は930,622人、汚水衛生処理率は99.9%である。し尿発生量は、13,617kl/年、浄化槽汚泥発生量は、20,230kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は、33,847kl/年である。

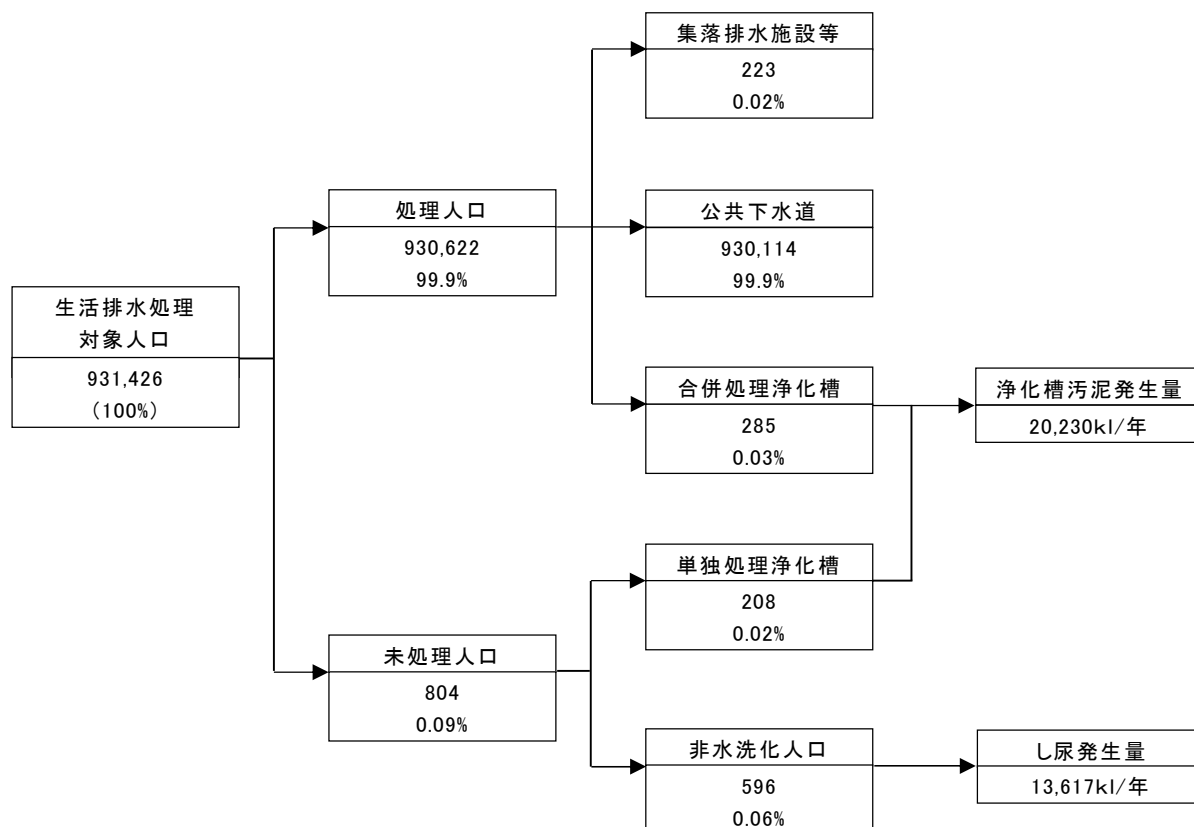


図2 生活排水の処理状況フロー (令和3年度)

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

| 指 標                       |                        | 現 状 (割合※ <sup>1</sup> )<br>令和3年度 | 目 標 (割合※ <sup>1</sup> )<br>令和10年度 |                   |
|---------------------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 人口                        |                        | 931,551人                         | 885,528人(▲4.9%)                   |                   |
| 総排出量※ <sup>2</sup>        |                        | 407,126トン                        | 392,928トン(▲3.5%)                  |                   |
| 1人1日当たりの排出量※ <sup>3</sup> |                        | 1,247g/人・日                       | 1,274g/人・日(2.2%)                  |                   |
| 排 出 量                     | 事業系                    | 排出量                              | 216,488トン                         | 214,032トン(▲1.1%)  |
|                           |                        | 1事業所当たりの排出量※ <sup>4</sup>        | 3.54トン/事業所                        | 3.37トン/事業所(▲4.8%) |
|                           | 家庭系                    | 排出量                              | 190,638トン                         | 178,896トン(▲6.2%)  |
|                           |                        | 1人当たりの排出量※ <sup>5</sup>          | 0.169トン/人                         | 0.156トン/人(▲7.7%)  |
| 再生利用量                     | 直接資源化量                 | 69,849トン(17.2%)                  | 81,460トン(20.4%)                   |                   |
|                           | 総資源化量                  | 111,948トン(26.4%)                 | 124,767トン(29.8%)                  |                   |
| 集団回収量                     | 集団回収量                  | 16,753トン                         | 18,883トン                          |                   |
| エネルギー回収量                  | エネルギー回収量<br>(年間の発電電力量) | 209,284MWh                       | 234,482MWh                        |                   |
| 減 量 化 量                   | 中間処理による減量化量            | 266,677トン(65.5%)                 | 241,238トン(61.4%)                  |                   |
| 最終処分量                     | 埋立最終処分量                | 45,254トン(11.1%)                  | 45,805トン(11.7%)                   |                   |

※1 人口、総排出量、1人1日当たりの排出量、排出量は現状に対する割合。

再生利用量、減量化量、最終処分量は総排出量に対する割合。ただし、総資源化量は総排出量+集団資源回収量に対する割合

※2 (総排出量)=(事業系排出量)+(家庭系排出量)

※3 (1人1日あたりのごみ排出量)={ (総排出量)+(集団回収量) } / (人口) / 365日 × 10<sup>6</sup>

※4 (1事業所当たりの排出量)={ (事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※5 (1人当たりの排出量)={ (家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※ 令和10年度目標値は「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」の目標値より算定(事業系を除く)

#### 《用語の定義》

総排出量:事業系排出量、家庭系排出量の和[単位:トン]

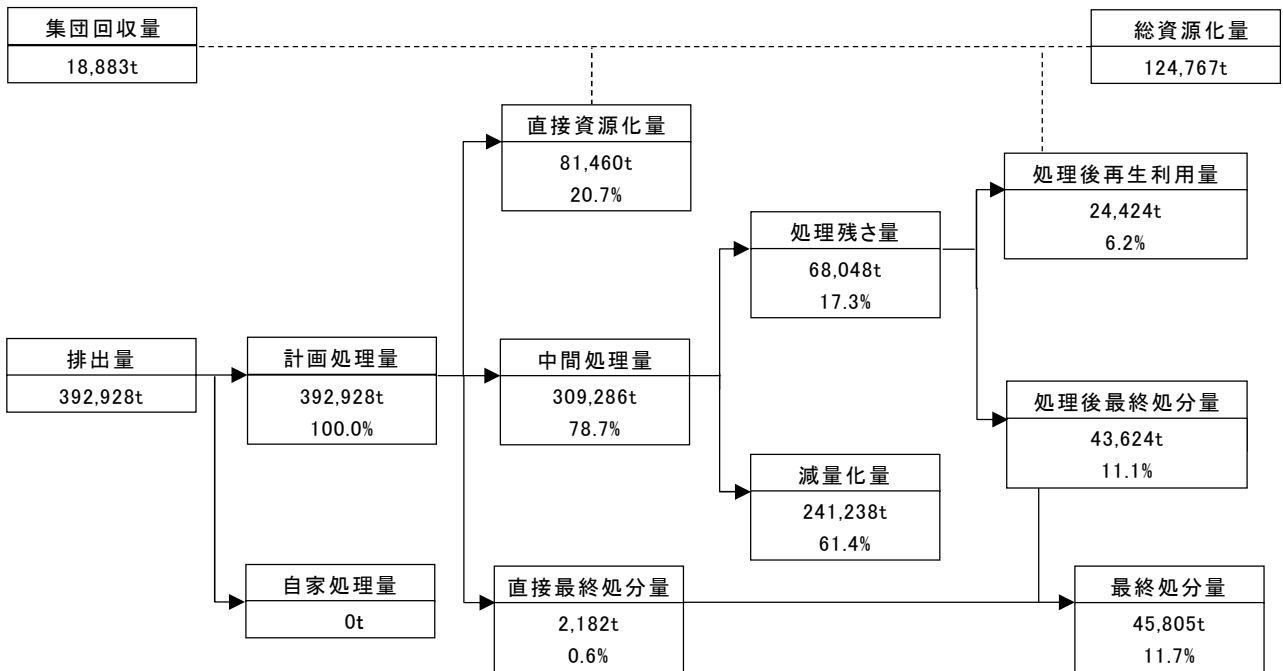
排出量:事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収量を除く)[単位:トン]

再生利用量:直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]



※端数処理により合計値と、内訳の合計が一致しない場合がある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー(令和10年度)

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

|         |          | 令和3年度実績         | 令和10年度目標        |
|---------|----------|-----------------|-----------------|
| 処理形態型人口 | 公共下水道    | 934,114 (99.3%) | 889,501 (99.9%) |
|         | 集落排水施設等  | 223 (0.02%)     | 174 (0.02%)     |
|         | 合併処理浄化槽等 | 285 (0.03%)     | 267 (0.03%)     |
|         | 未処理人口    | 804 (0.06%)     | 450 (0.05%)     |
|         | 合計       | 931,426         | 890,392         |
| し尿・汚泥の量 | 汲み取りし尿量  | 13,617 KI/年     | 6,201 KI/年      |
|         | 浄化槽汚泥量   | 20,230 KI/年     | 18,245 KI/年     |
|         | 合計       | 33,847 KI/年     | 24,446 KI/年     |

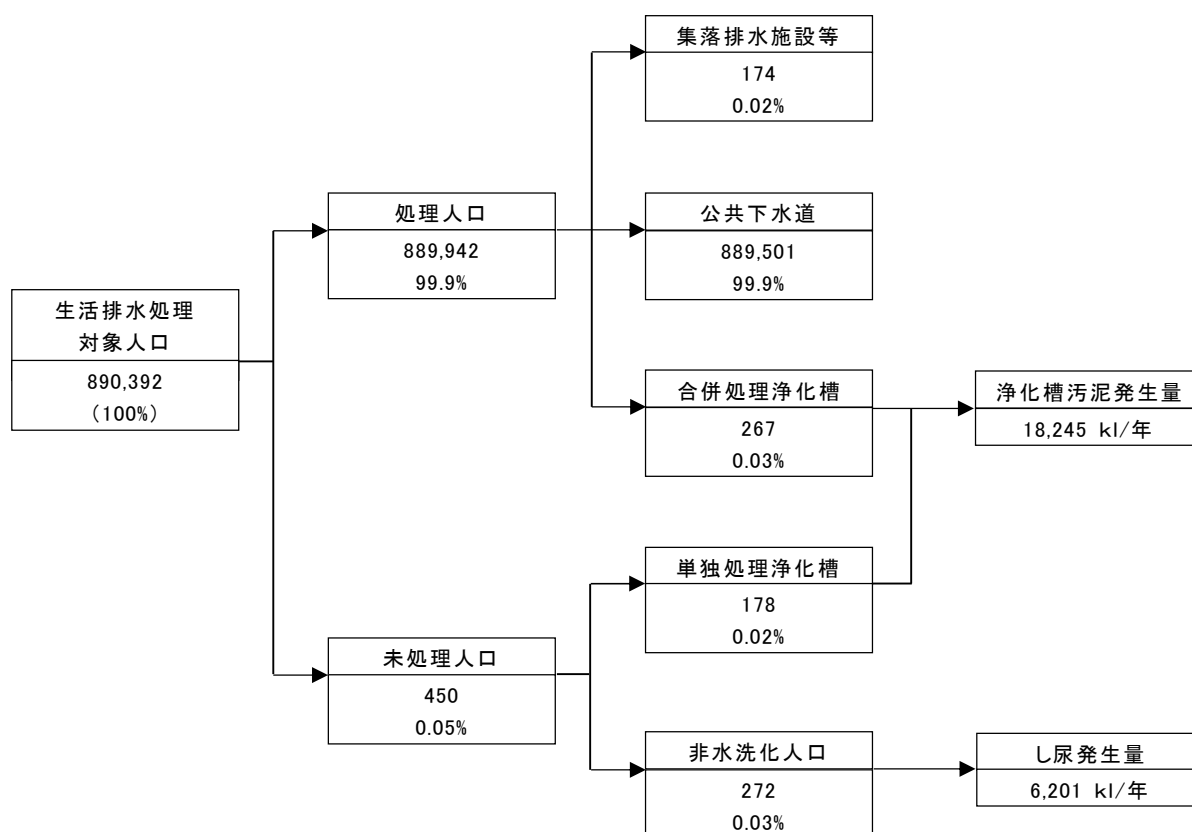


図2 生活排水の処理状況フロー（令和10年度）



### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

###### ■ 事業系一般廃棄物の焼却工場への搬入手数料の改定

平成 16 年 10 月に行った「事業系ごみ対策」において、搬入手数料を「100kg あたり 700 円」から「10kg あたり 100 円」に改定した。

###### ■ 家庭ごみ手数料を減量効果が期待できる水準への改定と資源化物の有料制の導入

平成 18 年 7 月に行った「家庭ごみ収集制度の見直し」において、家庭ごみ有料指定袋を改定し(例:大袋 45 リットルを 15 円から 50 円)、さらに、資源化物(かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装)の有料指定袋制度を導入した。指定袋料金の詳細は、表 3-3 参照。

##### イ 家庭ごみの 3R の推進

家庭系ごみについては、減少傾向にあるものの、組成調査では、紙類やプラスチック製容器包装など、リサイクル可能なものがまだ含まれている。

今後は、持続可能な都市の実現に向け、3R の取組みをより一層強化するとともに、特にリサイクルについては、さらに分別を徹底していくことが必要である。

###### ■ リデュース・リユースの推進

3R の取組みはどれも重要であるが、特に、ごみの発生や資源の消費をもとから減らすリデュースの取組みが最も重要であり、次いで、不要になったものを再使用するリユースに取り組む必要がある。

エコライフステージなどのイベントを通じた実践的な啓発を行うなどして、 unnecessaryなものは買わない、物は大切に長く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を促していく。

- マイボトル、マイバッグ持参の推進による使い捨てプラスチックの使用削減
- 「残しま宣言」運動の展開による食品ロスの排出削減(発生抑制)
- 環境ミュージアムでのリユース品の回収・販売
- イベント等でのリユース食器の貸し出し

###### ■ リサイクルの推進

###### 【かん・びん、ペットボトルのリサイクル】

分別が容易で分かりやすく、制度として定着しており、市民の協力もあって高い分別率を維持している。今後も、分別方法について分かりやすく周知し、さらなる回収量の増加を目指す。

###### 【生ごみ(厨芥類)の減量化・資源化】

家庭ごみの約 4 割を占めている生ごみの中には、買いすぎ等で封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、作りすぎ等で食べ残してしまった食品がたくさん入っているほか、約 80%の水分が含まれているという特徴がある。これらのことから、「使い切

り・食べ切り・水切り」の「3 切り運動」のほか、家庭で取り組むことができる生ごみリサイクル講座やリデュースクッキング講座等の開催により、減量化・資源化の取組みを推進する。

### 【古紙のリサイクル】

市に登録した地域団体が家庭系古紙（新聞、雑誌、段ボール、雑がみ）の回収に取り組んでいる「集団資源回収」に対し奨励金を交付する制度や古紙回収用保管庫の貸与制度により、古紙のリサイクルを推進する。

ごみとして捨てられがちな雑がみも大事な資源であることや、適正な分別方法、リサイクルの仕組みについて、市民に対し周知・啓発するとともに、全まちづくり協議会とも連携して、より一層の回収促進を図る。

### 【紙パック、トレイのリサイクル】

トレイについては、プラスチック製容器包装としても分別できるが、単独で収集されれば、再びトレイとしてリサイクルできることを周知するなど、質の高いリサイクルを推進する。

また、紙パックについては、上質な紙資源であるとともに、小中学校の児童・生徒たちが分別した給食用牛乳パックを、市内の事業者がリサイクルする仕組みを構築している。自分たちが分別したものが資源としてリサイクルされているという成果を分かりやすく理解することで、家庭での分別促進にもつながるような取組みを進める。

### 【古着のリサイクル】

回収からリサイクル加工までに関わる事業者や周辺都市が参加する「北部九州・古着地域循環推進協議会」を設立し、一体的に古着の分別・リサイクル事業を行っている。

また、2016（平成 28）年からは、地域における古着の資源回収を促進するため、市に登録した地域団体が集めた古着に対し奨励金を交付する制度を開始した。

回収した古着は、主に自動車の内装材等にリサイクルされている。

今後も、古着リサイクルの地域循環システムを促進するため、地域団体・事業者の活動や、周辺都市とも連携しながら、取組みを進める。

### 【その他のリサイクル】

家庭から排出される小物金属や蛍光灯など、その他の資源化物についても、市民センターやスーパー、ホームセンターなどに設置している回収ボックスによる拠点回収など、リサイクルの取組みを引き続き推進する。また、小型電子機器や小物金属など、「捨て方が分かりにくい」などの理由で回収量が伸び悩んでいるものもあり、効果的な周知を行い、仕組みを定着させることが重要である。

また、新たな分別の種類については、ごみ発生量の変化や、エコタウン事業をはじめとする市内のリサイクル施設の新たな整備などの社会的状況に応じて、本市の「分別・リサイクルに関する基本的な考え方」に基づき、柔軟に検討していく。なお、新たな分別を導入する場合は、目的や趣旨を含め、市民への十分な周知を行う。

## ウ 事業系ごみの 3R の推進

事業系ごみの処理量については、近年減少傾向にあるものの、市の焼却施設へ持ち込まれたごみの組成調査では、リサイクル可能なものや本来産業廃棄物として処理すべき物等の搬入不適物の混入も多く、本市が地域循環共生圏の中心を目指すためには、対策の強化が必要である。このような状況を踏まえ、

- 事業系ごみ処理方法やリサイクルに関する情報の「周知・情報提供」
  - リサイクルへの誘導や新たな仕組みづくりによる「リサイクルの推進」
  - 事業者訪問やごみ処理施設への不適物搬入対策による「適正処理」
- など、様々な観点から、さらなる減量化・資源化に向けた取組みを実施する。

また、処理コストや他都市の状況等を勘案し、引き続き、適正なごみ処理手数料について検討していく。

## エ プラスチックごみ対策

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

このような状況から、国は多様な物品に使用されているプラスチックに関し、総合的かつ計画的に資源循環を推進するための基本方針となる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を策定し、今後は本方針に基づく施策を推進していくこととしている。

本市でも、「SDGs 未来都市」として、本市の特性や強みを活かしたプラスチックごみ対策を積極的に推進していく。

### ■ 北九州市プラスチックスマート推進事業

自治体として取り組むべきプラスチックごみ対策として、「排出削減」、「リユース・リサイクル」、「徹底回収」、「率先垂範」等の様々な観点から、総合的な取組みを実施する。

### ■ 本市の特性や強みを活かしたプラスチック対策の取組

本市では、これまで環境国際協力で培ってきたアジア諸都市とのネットワーク、2006(平成 18)年から開始して市民に定着しているプラスチック製容器包装の分別・リサイクル、「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減の取組に関する協定」を始めとする市内小売事業者との環境部門での協力体制など、様々な特性や強みを有しており、今後もこれらを活かした本市独自のプラスチックごみ対策を実施する。

## オ 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことで、とて「もったいない」ごみである。

日本国内では、この食品ロスが生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に廃棄されており、令和 2 年度の推計値では、家庭系食品ロスが約 247 万トン、事業系食品ロスが約 275 万トン、合計約 522 万トンもの食品ロスが発生している

(環境省・農林水産省推計)。また、SDGsにおいても、目標 12 の「持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられるなど、国際的にも重要な課題となっている。

このため、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、まだ食べることができる食品は、できるだけ食品として活用していくこと、また地方公共団体は、地域の特性に応じた施策を実施すること、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないこと、等とされた。

本市においても、食品ロスを削減することは、家庭系・事業系双方のごみの減量化に資するだけでなく、食料の生産・製造に必要な資源・エネルギーの節約、それらの活動で排出される CO<sub>2</sub> の削減など、環境負荷の低減をもたらす。また、市民にとっては家庭消費支出の 4 分の 1 を占める食費(家計費)の節約にもつながる大変重要な取り組みであると認識していることから、市民・NPO・事業者等のそれぞれの取り組みと連携を促進するため、様々な観点から多角的な取り組みを推進しているところである。

## カ 環境教育・啓発・支援等

### ■ 一貫した環境教育の充実

全ての世代へ環境教育に継続して取り組んでいくとともに、「就学前教育及び学校教育における環境教育」として成長過程にあった教育を推進し、一貫した環境教育の充実を図る。

### ■ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

持続可能な社会の構築を図るため、国連など世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育(ESD)」を、北九州 ESD 協議会を中心に、市民・NPO・学校・企業・行政等が連携しながら推進する。北九州地域の ESD 推進計画として協議会が策定する「北九州 ESD アクションプラン」に基づき、あらゆるステークホルダーへの ESD の推進により、持続可能な社会の実現を目指す。

また、ESD 活動支援センターや地方 ESD 活動支援センターとの連携を強化していく。さらに、消費者教育、食育、人権教育、防災教育等との連携強化を図る。

### ■ 効果的な市民啓発と情報提供の充実

家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」を配布するとともに、留学生などの外国人を対象とした外国語版(英語・中国語・韓国語・ベトナム語)の作成や、アプリ版「分別大事典」の活用を図る。また、環境情報誌「ていたんプレス」や各種 SNS 媒体も活用し、分別の意義や市民の取り組みの効果、ごみ処理の状況などについて、より多くの市民が情報にアクセスしやすくなるようにするとともに、広く情報発信を行う。

さらに、環境局の職員が市民センター等で、家庭でできるごみ減量化や 3R の取り組み、災害廃棄物などをテーマに講演する「出前講演」を積極的に行っていく。

## ■ ごみ出しルールの徹底とごみ出しマナーの啓発

ごみ出しルールについては、平成 27 年4月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の4つの視点から具体的な施策に取り組む。

ごみステーションの管理を市民全体で支えるためには、「ごみステーションはごみを出す人が清潔に保つ」という意識を共有することが重要である。「ていたんプレス」などの広報誌や、ステーションの提示幕を活用し、自治会とも連携しながら、ごみ出しマナーについて改めて啓発を行う。

## ■ 地域コミュニティや NPO の活動支援

市民や地域団体、NPO が取り組む古紙・古着の集団資源回収やまち美化活動、剪定枝や廃食用油のリサイクル活動、生ごみコンポスト化講座の開催などへの支援を行う。

## ■ 事業者の活動支援・環境活動の推進

食品ロスの削減に取り組むため、市民への食べ切り等を促す飲食店等を「残しま宣言応援店」として、あわせて、飲食店等において、食べ切り等に取り組む利用者を「食品ロス削減サポーター」として登録する制度も創設し、連携した支援を行う。このほか、古紙・古着のリサイクルや廃食用油の回収の協力など、事業者の活動の支援を行う。

また、事業者がエコアクション 21 やまち美化等の環境活動に取り組むことを評価する仕組みを整備していく。

## キ 生活排水対策

### ■ 生活排水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽の設置者に対して設置費の一部の補助を行う、小型合併処理浄化槽設置整備事業(平成元年度開始)を引き続き推進し、浄化槽の整備を図っていく。

また、生活雑排水対策の必要性や合併処理浄化槽の補助事業について、市民に周知を図るため定期的な広報・啓発活動を実施する。

浄化槽の維持管理については、浄化槽管理者に対して計画的に指導を実施していくとともに、保守点検・清掃業者への適切な指導助言を行うことにより、適正な維持管理を進めていく。

### ■ し尿の処理

下水道の普及等によりし尿収集世帯数は年々減少しているが、未だし尿の汲み取りに頼っている世帯もあり、今後とも、し尿収集は市民生活に欠かすことのできない業務として、逐次規模を縮小させつつも継続していく。

## ■ 災害時の対策

大規模災害時には、避難所の仮設トイレや仮設住宅等からのし尿の発生が想定される。

また、処理施設や下水道管の被災等により、下水処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態も想定される。

このような状況においても迅速で適正な処理を確保するため、令和元年6月に策定した北九州市災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・周辺自治体などと情報を共有しながら、実効的な運用を進めていく。あわせて、災害時に迅速に対応できるよう、周辺自治体や業界団体などと、し尿等処理に係る連携協力についての協定を締結している

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3-1、表3-2及び3-3のとおりである。

表3-1 北九州市の家庭ごみ及び事業所ごみの分別区分と処理方法の現状

現状（令和3年度）

| 主体                  | 分別区分                     | 収集見込量      | 処理方法        |                      |             |        |        |  |  |
|---------------------|--------------------------|------------|-------------|----------------------|-------------|--------|--------|--|--|
|                     |                          |            | 一次処理        |                      | 二次処理        |        |        |  |  |
|                     |                          |            | 方法          | 施設                   | 分類          | 方法     | 搬出先    |  |  |
| 市（ごみ）               |                          | 319,002 t  |             |                      |             |        |        |  |  |
|                     | 家庭ごみ（計画収集）               | 172,717 t  | 焼却          | 焼却工場                 | （焼却灰）       | 埋立     | 最終処分場  |  |  |
|                     | 粗大ごみ（戸別回収）               | 4,377 t    | 破碎・選別       | （民間リサイクル業者）          | 鉄           | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | その他ごみ（不法投棄・道路清掃ごみ等）      | 4,529 t    | 破碎・選別       | （民間リサイクル業者）          | 鉄           | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     |                          |            | 焼却          | 焼却工場                 | （焼却灰）       | 埋立     | 最終処分場  |  |  |
|                     | 自己搬入ごみ                   | 137,379 t  | 破碎・選別       | （民間リサイクル業者）          | 鉄           | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     |                          |            | 焼却          | 焼却工場                 | （焼却灰）       | 埋立     | 最終処分場  |  |  |
|                     |                          |            | 埋立          | 最終処分場                | —           | —      | —      |  |  |
| 市（資源化物）             |                          | 18,538 t   |             |                      |             |        |        |  |  |
|                     | プラスチック製容器包装（計画収集）        | 7,604 t    |             | ブラ资源化センター            | プラスチック製容器包装 | 再商品化   | 指定法人   |  |  |
|                     | かん・びん（計画収集）              | 10,467 t   | 選別          | かんびん资源化センター          | スチール        | 売却     | （民間業者） |  |  |
| アルミ                 |                          |            |             |                      | 売却          | （民間業者） |        |  |  |
| 白びん                 |                          |            |             |                      | 売却          | （民間業者） |        |  |  |
| 茶瓶                  |                          |            |             |                      | 売却          | （民間業者） |        |  |  |
| その他びん               |                          |            |             |                      | 再商品化        | 指定法人   |        |  |  |
|                     | ペットボトル（計画収集）             |            |             |                      | ペットボトル      | 再商品化   | 指定法人   |  |  |
|                     | 紙バック（拠点回収）               |            |             | 紙バック・トレイ<br>選別・保管施設  | 紙バック        | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | トレイ（拠点回収）                | 204 t      |             |                      | 白トレイ        | 再商品化   | 指定法人   |  |  |
|                     |                          |            |             |                      | 色トレイ        | 再資源化   | （民間業者） |  |  |
|                     | 小物金属（拠点回収）               | 179 t      |             | （民間リサイクル業者）          | 鉄           | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 蛍光管（拠点回収）                | 68 t       |             | （民間リサイクル業者）          | 蛍光管         | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 水銀体温計等（拠点回収）             |            | （民間リサイクル業者） | 水銀温度計等               | 売却          | （民間業者） |        |  |  |
|                     | 電池類（拠点回収）                | 9 t        |             | （民間リサイクル業者）          | 電池類         | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 小型電子機器（拠点回収）             | 7 t        |             | 認定事業者                | レアメタル       | 売却     | （民間業者） |  |  |
| 市の施設（ごみから取り出した資源化物） |                          | —          |             |                      |             |        |        |  |  |
|                     | 溶融スラグ・メタル                | (11,793 t) | 溶融          | 焼却工場【溶融炉】            | スラグ・メタル     | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 粗大ごみ等（鉄）                 | (1,537 t)  | 破碎・選別       | （民間リサイクル業者）          | 鉄           | 売却     | （民間業者） |  |  |
| 市民（資源化物）            |                          | 15,006 t   |             |                      |             |        |        |  |  |
|                     | 生ごみ                      | 615 t      |             | （コンポスト化装置・電気式生ごみ処理機） | 堆肥          | —      | —      |  |  |
|                     | 廃食用油                     | 65 t       |             | （民間リサイクル業者）          | バイオディーゼルの燃料 | 売却     | 市など    |  |  |
|                     | 古紙（店頭回収）                 | 4,838 t    |             | リサイクル                | 古紙          | 売却     | 古紙問屋   |  |  |
|                     | 古紙（新聞販売店）                | 4,992 t    |             | —                    | —           | —      | —      |  |  |
|                     | 古紙（古紙業者）                 | 3,784 t    |             | —                    | —           | —      | —      |  |  |
|                     | かん・ペットボトル（店頭回収）          | 498 t      |             | —                    | キャップ・トレイなど  | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 小売店独自回収（キャップ・トレイ等）       | 169 t      |             | —                    | スチール・アルミなど  | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 古着                       | 45 t       |             | （民間リサイクル業者）          | 反毛わた        | 売却     | （民間業者） |  |  |
| 市民団体（集団資源回収）        |                          | 16,753 t   |             |                      |             |        |        |  |  |
|                     | 古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）          | 15,795 t   |             | リサイクル                | 古紙          | 再資源化   | 古紙問屋   |  |  |
|                     | 古紙以外の専ら物                 | 779 t      |             | —                    | スチール・アルミなど  | 売却など   | （民間業者） |  |  |
|                     | 剪定枝                      | 174 t      |             | （民間リサイクル業者）          | 堆肥・敷土       | 再資源化   | （民間業者） |  |  |
|                     | 廃食用油                     | 5 t        |             | （民間リサイクル業者）          | バイオディーゼルの燃料 | 売却     | 市など    |  |  |
| 事業者（資源化物）           |                          | 54,580 t   |             |                      |             |        |        |  |  |
|                     | 古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）（オフィス町内会） | 286 t      |             | リサイクル                | 古紙          | 再資源化   | 古紙問屋   |  |  |
|                     | 学校による牛乳パック及び機密古紙回収       | 49 t       |             | —                    | 紙バック・古紙     | 再資源化   | （民間業者） |  |  |
|                     | 紙くず                      | 4,377 t    |             | （民間リサイクル業者）          | 古紙          | 再資源化   | 古紙問屋   |  |  |
|                     | 条例対象事業所による古紙等のリサイクル      | 37,222 t   |             | （民間リサイクル業者）          | —           | —      | —      |  |  |
|                     | 廃木材                      | 12,121 t   |             | （民間リサイクル業者）          | —           | —      | —      |  |  |
|                     | 食品                       | 525 t      |             | （民間リサイクル業者）          | 堆肥          | 売却     | （民間業者） |  |  |
|                     | 古着（事業系によるもの）             | 0 t        |             | （民間リサイクル業者）          | 反毛わた        | 売却     | （民間業者） |  |  |
| 一般廃棄物排出総量 ※集団回収量を含む |                          | 423,879 t  |             |                      |             |        |        |  |  |

表3-2 北九州市の家庭ごみ及び事業所ごみの分別区分と処理方法の今後

今後（令和10年度）

| 主体                  | 分別区分                     | 収集見込量     | 処理方法  |                      |             |      |        |              |  |
|---------------------|--------------------------|-----------|-------|----------------------|-------------|------|--------|--------------|--|
|                     |                          |           | 一次処理  |                      | 二次処理        |      |        |              |  |
|                     |                          |           | 方法    | 施設                   | 分類          | 方法   | 搬出先    |              |  |
| 市（ごみ）               |                          | 292,011 t |       |                      |             |      |        |              |  |
|                     | 家庭ごみ（計画収集）               | 154,158 t | 焼却    | 焼却工場                 | （焼却灰）       | 埋立   |        | 最終処分場        |  |
|                     | 粗大ごみ（戸別回収）               | 3,731 t   | 破碎・選別 | 粗大ごみ資源化センター          | 鉄           | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | その他ごみ（不法投棄・道路清掃ごみ等）      | 4,169 t   | 破碎・選別 | 粗大ごみ資源化センター          | 鉄           | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     |                          |           | 焼却    | 焼却工場                 | （焼却灰）       | 埋立   |        | 最終処分場        |  |
|                     | 自己搬入ごみ                   | 129,953 t | 破碎・選別 | 粗大ごみ資源化センター          | 鉄           | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     |                          |           | 焼却    | 焼却工場                 | （焼却灰）       | 埋立   |        | 最終処分場        |  |
|                     |                          |           | 埋立    | 最終処分場                | —           | —    |        | —            |  |
| 市（資源化物）             |                          | 19,695 t  |       |                      |             |      |        |              |  |
|                     | プラスチック製容器包装（計画収集）        | 8,099 t   |       | （民間リサイクル業者）          | プラスチック製容器包装 | 再商品化 |        | 指定法人         |  |
|                     | プラスチック使用製品（計画収集）         | 1,327 t   |       | （民間リサイクル業者）          | プラスチック使用製品  | 再商品化 |        | 指定法人又は（民間業者） |  |
|                     | かん・びん（計画収集）              | 9,827 t   | 選別    | かんびん資源化センター          | スチール        | 売却   |        | （民間業者）       |  |
| アルミ                 |                          |           |       |                      | 売却          |      | （民間業者） |              |  |
| 白びん                 |                          |           |       |                      | 売却          |      | （民間業者） |              |  |
| 茶瓶                  |                          |           |       |                      | 売却          |      | （民間業者） |              |  |
| その他びん               |                          |           |       |                      | 再商品化        |      | 指定法人   |              |  |
|                     | ペットボトル（計画収集）             |           |       |                      | ペットボトル      | 再商品化 |        | 指定法人又は（民間業者） |  |
|                     | 紙バック（拠点回収）               |           |       |                      | 紙バック        | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | トレイ（拠点回収）                | 204 t     |       | 紙バック・トレイ<br>選別・保管施設  | 白トレイ        | 再商品化 |        | 指定法人         |  |
|                     |                          |           |       |                      | 色トレイ        | 再商品化 |        | 指定法人         |  |
|                     | 小物金属（拠点回収）               | 152 t     |       | （民間リサイクル業者）          | 鉄           | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 蛍光管（拠点回収）                | 69 t      |       | （民間リサイクル業者）          | 蛍光管         | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 水銀体温計等（拠点回収）             |           |       | （民間リサイクル業者）          | 水銀体温計等      | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 電池類（拠点回収）                | 8 t       |       | （民間リサイクル業者）          | 電池類         | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 小型電子機器（拠点回収）             | 9 t       |       | 認定事業者                | レアメタル       | 売却   |        | （民間業者）       |  |
| 市の施設（ごみから取り出した資源化物） |                          | —         |       |                      |             |      |        |              |  |
|                     | 溶融スラグ・メタル                | (9,938 t) | 溶融    | 焼却工場【溶融炉】            | スラグ・メタル     | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 粗大ごみ等（鉄）                 | (847 t)   | 破碎・選別 | 粗大ごみ資源化センター          | 鉄           | 売却   |        | （民間業者）       |  |
| 市民（資源化物）            |                          | 21,312 t  |       |                      |             |      |        |              |  |
|                     | 生ごみ                      | 685 t     |       | （コンポスト化容器・電気式生ごみ処理機） | 堆肥          | —    |        | —            |  |
|                     | 廃食用油                     | 56 t      |       | （民間リサイクル業者）          | バイオディーゼルの燃料 | 売却   |        | 市など          |  |
|                     | 古紙（店頭回収）                 | 10,899 t  |       | —                    | 古紙          | 再資源化 |        | 古紙問屋         |  |
|                     | 古紙（新聞販売店）                | 6,374 t   |       | —                    | 古紙          | 再資源化 |        | —            |  |
|                     | 古紙（古紙業者）                 | 2,136 t   |       | —                    | —           | —    |        | —            |  |
|                     | かん・ペットボトル（店頭回収）          | 483 t     |       | —                    | スチール・アルミなど  | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 小売店独自回収（キャップ・トレイ等）       | 406 t     |       | —                    | キャップ・トレイなど  | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 古着                       | 273 t     |       | （民間リサイクル業者）          | 反毛わた        | 売却   |        | （民間業者）       |  |
| 市民団体（集団資源回収）        |                          | 18,882 t  |       |                      |             |      |        |              |  |
|                     | 古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）          | 17,970 t  |       | —                    | 古紙          | 再資源化 |        | 古紙問屋         |  |
|                     | 古紙以外の専ら物                 | 772 t     |       | —                    | スチール・アルミなど  | 売却など |        | （民間業者）       |  |
|                     | 剪定枝                      | 135 t     |       | （民間リサイクル業者）          | 堆肥・敷藁       | 再資源化 |        | （民間業者）       |  |
|                     | 廃食用油                     | 5 t       |       | （民間リサイクル業者）          | バイオディーゼルの燃料 | 売却   |        | 市など          |  |
| 事業者（資源化物）           |                          | 59,910 t  |       |                      |             |      |        |              |  |
|                     | 古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）（オフィス町内会） | 309 t     |       | —                    | 古紙          | 再資源化 |        | 古紙問屋         |  |
|                     | 学校による牛乳パック及び機密古紙回収       | 101 t     |       | —                    | 紙バック・古紙     | 再資源化 |        | （民間業者）       |  |
|                     | 紙くず                      | 7,834 t   |       | —                    | 古紙          | 再資源化 |        | 古紙問屋         |  |
|                     | 条例対象事業所による古紙等のリサイクル      | 37,848 t  |       | （民間リサイクル業者）          | —           | —    |        | —            |  |
|                     | 廃木材                      | 12,938 t  |       | （民間リサイクル業者）          | —           | —    |        | —            |  |
|                     | 食品                       | 878 t     |       | （民間リサイクル業者）          | 堆肥          | 売却   |        | （民間業者）       |  |
|                     | 古着（事業系によるもの）             | 2 t       |       | （民間リサイクル業者）          | 反毛わた        | 売却   |        | （民間業者）       |  |
| 一般廃棄物排出総量 ※集団回収量を含む |                          | 411,810 t |       |                      |             |      |        |              |  |

※表中()の数値は内数

◆名称の説明

- 焼却工場：新門司工場、日明工場、皇后崎工場
- 焼却工場【溶融炉】：新門司工場
- 粗大ごみ資源化センター：粗大ごみ資源化センター
- かんびん資源化センター：日明かんびん資源化センター、本城かんびん資源化センター
- 紙バック・トレイ選別・保管施設：新門司工場、日明かんびん資源化センター、本城かんびん資源化センターに併設された紙バック・トレイ選別・保管施設
- 最終処分場：響灘西地区廃棄物処分場
- プラスチック資源化センター：プラスチック資源化センター
- 指定法人：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
- 認定事業者：小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けた事業者
- （民間業者）：有価物の買取を行っている民間業者
- （民間リサイクル業者）：一般廃棄物処理施設許可業者



表3-3 北九州市の分別状況(行政回収)について

| 区分 |                          | 収集方法          | 備考      |  |    |                     |
|----|--------------------------|---------------|---------|--|----|---------------------|
| 1  | 家庭ごみ                     | ① 家庭ごみ        | ステーション  | 有料<br>■指定袋<br>・大(45リットル)50円・中(30リットル)33円・小(20リットル)22円<br>・特小(10リットル)11円      |    |                     |
| 2  | プラスチック製容器包装              | ② プラスチック製容器包装 | ステーション  | 有料<br>■指定袋<br>・大(45リットル)20円・小(25リットル)12円                                     |    |                     |
| 3  | かん・びん                    | かん            | ③ スチール缶 | ステーション   | 有料 |                     |
|    |                          |               | ④ アルミ缶  |  |    | 有料                  |
|    |                          | びん            | ⑤ 透明びん  |  | 有料 | ■指定袋<br>・25リットル 12円 |
|    |                          |               | ⑥ 茶色びん  |  | 有料 |                     |
|    |                          |               | ⑦ その他びん |  | 有料 |                     |
| 4  | ペットボトル                   | ⑧ ペットボトル      | ステーション  | 有料<br>■指定袋<br>・大(45リットル)20円・小(25リットル)12円                                     |    |                     |
| 5  | 紙パック                     | ⑨ 紙パック        | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
| 6  | トレイ                      | ⑩ 白トレイ        | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
|    |                          | ⑪ 色トレイ        | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
| 7  | 小物金属                     | ⑫ 小物金属        | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
| 8  | 蛍光管                      | ⑬ 蛍光管         | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
| 9  | 水銀体温計等                   | ⑭ 水銀体温計等      | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
| 10 | 小型電子機器                   | ⑮ 小型電子機器      | 拠点回収    | 無料   |    |                     |
| 11 | 粗大ごみ                     | ⑯ 粗大ごみ        | 戸別回収    | 有料<br>粗大ごみとして定めるもの及び指定袋に入らない大きさのごみ<br>・300円 ・500円 ・700円 ・1,000円              |    |                     |
| 12 | 紙類<br>(新聞紙・雑誌・段ボール・雑がみ等) | ⑰ 古紙          | 集団資源回収  | 無料<br>■集団資源回収奨励金<br>・Aタイプ 広場やステーションを利用して回収(7円/kg)<br>・Bタイプ 戸別(軒先)回収方式(5円/kg) |    |                     |
| 13 | 古着                       | ⑱ 古着          | 集団資源回収  | 無料<br>1円/kg  |    |                     |
| 14 | 電池類                      | ⑲ 電池類         | 拠点回収    | 無料   |    |                     |

### ■ ごみ処理施設の今後のあり方

廃棄物の適正処理・リサイクルを継続していくためにはごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要である。また、その際には、大規模災害への対応、温室効果ガスの削減、広域処理などの視点も含めて検討することが必要である。

### ■ ごみ処理施設の機能維持・向上

資源化施設を含めた既存のごみ処理施設に係る処理能力等の機能の維持・向上については、予防保全対策によって施設の長寿命化を図るストックマネジメント手法により、財政負担を抑制しつつ進める。

また、ごみ処理施設の建替えは、老朽化の状況に加え、ごみ量・質の変化、公害防止対策や地球温暖化対策技術等の高度化・効率化の状況、災害に強い施設づくり、広域的な受入処理などを総合的に勘案して行う。将来の焼却工場の建設に備え、国の方針やごみの減量化などの社会情勢を注視しながら、効率的な施設規模や工場体制のあり方について検討を行う。

#### 【日明工場】

日明工場は令和6年度ごろに使用年限を迎えることから、新日明工場の建設を進める。(令和7年度供用開始予定)

また、既設日明工場については解体撤去を検討する。(令和7年度着工予定)

#### 【皇后崎工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るほか、平成 24～平成 28 年度には基幹的設備改良工事による延命化を行ったが、使用年限（令和 9 年度頃）が近づいていることから、将来の施設更新等を検討する。

#### 【新門司工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るとともに、老朽化による機能低下に対処するため、令和5年度から基幹的設備改良工事による延命化を行う。

#### 【日明かんびん資源化センター】

日明かんびん資源化センターは、令和 3 年度に供用を開始した。今後の施設運用にあたっては、日常的な維持管理を適切に実施することにより機能の維持を図る。

#### 【本城かんびん資源化センター】

本城かんびん資源化センターは、使用年限（令和 8 年度頃）が近づいていることから、施設更新を実施する。

また、不燃系粗大ごみについては、令和7年度末まで民間に処理委託を継続した後、本城かんびん資源化センターの更新と併せて新施設を整備し、本城かんびん資源化センターの処理機能と不燃系粗大ごみ処理機能を併せ持つ本城資源化センターの建設を進める。

#### 【プラスチック資源化センター】

令和3年度で、これまでの PFI 事業による運営が終了し、令和4年度については、業務委託により、容器包装プラスチックの中間処理施設として、継続して運営している。今後の中間処理施設における事業展開を検討していく。

### ■ 廃棄物処分場の確保

快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要がある。今後も、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進める。

### ■ 焼却灰の資源化の推進

平成 19 年から稼働している新門司工場ではシャフト式ガス化溶融炉を採用し、焼却灰を溶融物（メタル・スラグ）として資源化し有効活用しており、今後も品質確保に努める。

皇后崎工場で発生する焼却灰の一部を、セメント原料として有効活用する。

## ■ 大規模災害への対応

大規模災害時における廃棄物の安定処理の確保のため、今後の施設整備にあたっては、災害時でも、ごみを燃やすことで工場稼働に必要な発電を行うなど自立して運転できる能力を備えることや、大量にごみが発生する被災時にごみの受入れが可能となるごみピットを備えるなど、大規模災害への対応の視点を踏まえて検討する。

また、地域の防災拠点として、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることを検討する。

加えて、被災時には大量の災害廃棄物が発生することから、今後とも大規模な仮置場の確保に努める。

## ■ 災害廃棄物の受入処理(支援)

大規模、広範囲に及ぶ災害によって、災害廃棄物が大量に発生し、また、ごみ処理施設の被災によって、ごみ処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態が想定される。

大規模災害等の緊急時には、被災地の早期復旧・復興や環境保全の確保等の観点から、県や被災自治体の要請等により、最大限の受入処理や現地での収集支援を行う。

自治体間の連携については、本市で発生した災害廃棄物の処理への対応に加え、周辺自治体から本市に対して要請があった場合に、緊急的措置として災害廃棄物を受け入れることも想定し、周辺自治体と処理協力に関する協定を締結する。さらに、本市と福岡市、熊本市の九州3政令指定都市間では、自主的な支援を行う相互支援協定を締結している。

## イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

平成16年10月に、事業系ごみの原則市収集廃止、古紙・木材の市処理工場の搬入を停止、市処理工場の搬入手数料の引き上げを行った。

排出事業者に対しては、条例に定める大規模事業所や大量排出事業所事業者、及び食品関係の新規営業許可を取得した事業所を訪問し、啓発・指導を行っている。

また、焼却工場において、リチウムイオン電池などの搬入不適物が原因と思われる火災の発生や、不適物を隠して搬入する悪質なケースが多く見られることから、令和3年度に職員を増員して搬入指導を強化し、不適正な搬入が判明した場合は、収集運搬業者だけでなく、業者に処理を依頼した事業者にも連絡し、啓発・指導を行っている。

今後も、収集運搬業者や排出事業者に対して、得られた情報に基づいて立入検査や指導を行う。

## ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

焼却工場への搬入を認めているあわせ産廃は、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣であるが、事業系ごみ対策にてリサイクル可能な品質の古紙・木材の搬入を停止することにより民間でのリサイクルを促進しており、引き続き減量・リサイクルを推進していく。(令和3年度受入実績:21,132トン)

## エ 生活排水の現状と今後

下水道の整備が困難な地域における水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、今後とも浄化槽の整備を進める。

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)で示した分別及び処理を行うため、表4のとおり必要な整備を行う。

表4 整備する処理施設

| 事業番号 | 整備施設種類<br>施設名            | 事業名                            | 処理能力  | 設置予定地                       | 事業期間<br>(全体事業期間)  | 国土<br>強靱化             |
|------|--------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------|-------------------|-----------------------|
| 1    | ごみ焼却施設<br>日明工場           | 新日明工場<br>建設事業                  | 焼却能力<br>最大 508t/日   | 北九州市小倉北区<br>西港町 96 番地の 2    | R5～R6<br>(R2～R6)  | 北九州市国<br>土強靱化<br>地域計画 |
|      |                          | 日明工場解<br>体撤去事業                 | 焼却能力<br>最大 600t/日   | 北九州市小倉北区<br>西港町 96 番地の 2    | R7～R9<br>(R7～R10) | 北九州市国<br>土強靱化<br>地域計画 |
| 2    | ごみ焼却施設<br>新門司工場          | 新門司工場<br>基幹的設備<br>改良事業         | 焼却能力<br>最大 720t/日   | 北九州市門司区新<br>門司三丁目 79 番<br>地 | R5～R9             | 北九州市国<br>土強靱化<br>地域計画 |
| 3    | リサイクルセンター<br>本城資源化センター   | 本城資源化<br>センター整<br>備・維持管理<br>事業 | 処理能力<br>不燃系粗大ごみ:29t/<br>日かんびん:20t/日<br>ペットボトル:9t/日<br>紙パック・トレイ:0.5t/日 | 北九州市八幡西区<br>洞北町 7 番 10 号    | R5～R7             | 北九州市国<br>土強靱化<br>地域計画 |
| 4    | 最終処分場<br>響灘東地区廃<br>棄物処分場 | 響灘東地区<br>廃棄物処分<br>場施設建設<br>事業  | 2,530 千 m <sup>3</sup>  | 北九州市若松区響<br>町二丁目 4 番        | 未定                | 北九州市国<br>土強靱化<br>地域計画 |

(整備理由)

事業番号 1 : 既存ごみ焼却施設が老朽化しているため、建て替えを行い市内発生ごみの安定処理を図るもの。あわせて災害対応力の強化と広域処理への対応を図る。施設整備完了後、旧日明工場を解体撤去するもの。

事業番号 2 : 既存ごみ焼却施設の老朽化による機能低下に対処するため、基幹的設備改良工事を行うもの。

事業番号 3 : 既存リサイクルセンター(本城かんびん資源化センター)が老朽化しているため、建て替えを行うもの。合築で不燃系粗大ごみ処理施設の整備を行うもの。

事業番号 4 : 既存最終処分場(響灘西地区廃棄物処分場)が容量不足であるため、新処分場を新設するもの。

## イ 浄化槽の整備

浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 浄化槽への移行計画

| 事業<br>番号 | 事業        | 直近の整備<br>済基数(基)<br>(令和3年度) | 整備計画<br>基数<br>(基) | 整備計画<br>人口<br>(人) | 事業期間  | 国土<br>強靱化 |
|----------|-----------|----------------------------|-------------------|-------------------|-------|-----------|
| 1        | 浄化槽設置整備事業 | 2                          | 25                | 48                | R5～R9 | —         |
|          | 合計        | 2                          | 25                | 48                |       |           |

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) ア 表4 の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

| 事業<br>番号 | 事業名                       | 事業内容               | 事業期間<br>(全体事業期間) |
|----------|---------------------------|--------------------|------------------|
| 1        | 本城資源化センター整備・維持管理に係る調査、計画等 | 各種調査、計画、アドバイザー業務等  | R5<br>(R3～R5)    |
| 2        | 響灘東地区廃棄物処分場に係る調査、計画等      | 土壌調査、測量、地質調査、実施設計等 | 未定               |
| 3        | 日明工場解体撤去に係る調査、計画等         | 各種調査、計画、発注支援等      | R5～R7            |

### (5) その他の施策

#### ア 再生利用品の需要拡大への取り組み

##### ■ 再生品の積極利用の促進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品の利用を促進するため、例えば、北九州地域で回収、リサイクルされた古紙再生トイレットペーパー「北九州紙えこっパー」を公共施設で設置する他、販売先を市ホームページで紹介するなど、積極的にPRを行う。

##### ■ 環境物品の普及促進

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介するほか、環境物品の販売拠点の充実を図る。

##### ■ グリーン購入

「北九州市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、市が調達する文具などの用品について、環境物品の導入促進を図る。また、社会状況等の変化に応じて、適宜、内容を見直す。

## イ 適正処理と安全・安心の確保

### ■ 無許可業者対策

一般廃棄物の収集運搬・処理業を行う場合は、廃棄物処理法上、市の許可が必要ですが、廃家電等を、許可を持たずに違法に回収する業者がおり、国内で不法投棄・不適正処理されている事例や、あるいは海外に輸出された後の不適正処理により、環境保全上の支障が生じるおそれがある。

このような事態を防止するため、本市では、許可を有しない不用品回収業者に対する指導を行い、法に則った適正な廃棄物処理の確保に努めている。

### ■ 水銀・PCBを含む廃棄物の対策

廃棄される水銀使用製品については、水銀汚染防止法において、市町村に適切な回収措置を講じる責務が課せられている。

本市においても、これまでも水銀体温計等の拠点回収を実施しており、水銀廃棄物の適正処理に努めている。

また、PCB廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組みを着実に推進する。

### ■ 危険ごみ対策

全国的に、カセットボンベやスプレー缶、加熱式たばこなどが原因の焼却施設での火災事故が発生しており、焼却施設の稼働に大きな影響を及ぼすことを防止する必要がある。

本市では、カセットボンベやスプレー缶などは、必ず使い切ってから捨てるように案内している。加えて、加熱式たばこ等のリチウムイオン電池使用製品などについて、処理方法の周知徹底や新たな分別収集方法の検討を行う。

### ■ 新しい生活様式等への対応

感染症蔓延時には、在宅勤務や外出自粛など、生活様式の変化に伴い、家庭から出るごみのうち厨芥類(生ごみ)や各種容器包装などは増加が見込まれることや、マスクや医療系廃棄物など感染対策に必要なものが増加することなど、ライフスタイルの変化とともにごみ質・量に変化がおきる。

このような影響にも適切に対応できるよう、市民に対するごみの出し方の注意や事業者への対策徹底の呼びかけを行うとともに、処理事業を安全に継続できるように努める。

## ウ ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上

### ■ ごみ収集業務の効率化

ごみ発生量や人口分布などに応じて、効率的な収集ルートの見直しや配車台数の適正化など、収集体制の見直しを図ることを通じ、ごみ処理事業の効率化に努める。

### ■ 取組み効果の公表

市民・事業者の協力により、ごみの減量化・資源化が進んだことで、ごみ処理量が減少し、事業の効率化も円滑に進められていることから、ごみ処理事業に要する経

費も減少してきている。毎年度、ごみ量やリサイクル率のほか、収集、焼却等の処理部門別経費の推移を公表するなど、市民や事業者の取組みの効果を実感できるように工夫する。

#### ■ 市民サービスの維持・向上

ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に、自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」の取組みなど、核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じたごみ収集を進めるとともに、地域の要望などに柔軟に応じたごみステーションの利便性の向上や、防鳥ネットの配布や集積容器の助成によるきめ細かな支援を図る。

#### ■ ITなどの情報技術の活用

幅広い年代にスマートフォンなどの携帯情報端末が普及していることから、アプリを活用するなど、市民がごみに関する情報にアクセスしやすくするほか、各種 SNS 媒体の活用により、ターゲット層に合わせた情報発信を行う。

また、ごみ収集やごみ処理の効率化、市民サービス向上を推進する観点から、粗大ごみ処理手数料の決済キャッシュレス化など、IT、IoT などの技術の活用を図っていく。

### エ 廃棄物処理における脱炭素社会への貢献

#### ■ ごみ減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、廃棄物を焼却することによる CO<sub>2</sub> の発生や、収集運搬や処理（焼却、埋立等）における燃料消費量の削減を図ることで、廃棄物部門から発生する CO<sub>2</sub> 量を抑制する。

#### ■ プラスチック対策

化石燃料由来であるプラスチック類は、焼却時に多くの CO<sub>2</sub> を発生することから、温暖化対策におけるプラスチックごみの削減は特に重要である。プラスチックスマート推進事業やプラスチック使用製品の分別収集・リサイクルの検討を進め、プラスチック類の焼却量を削減する。

また、家庭ごみ用等の指定袋やまち美化ボランティア袋にバイオマスプラスチック原料を使用することにより、石油由来のプラスチック使用量を削減し、環境負荷の低減を図る。

#### ■ ごみ処理における環境負荷対策

ごみ処理施設の更新時には、高効率発電設備や省エネルギー型機器を導入するなど、できるかぎり環境への負荷を低減する。また、ごみの収集運搬時には、収集運搬の効率化やエコドライブの実施などに努める。

#### ■ 施設の長寿命化対策の推進

財政負担を抑制しつつ、処理能力等の機能の維持・向上を図り、長寿命化を推進することで、ごみ処理施設の更新（建設）における温室効果ガスの削減に貢献す

る。

#### ■ 廃棄物発電の有効活用

焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して発電し、電力会社等へ売電することにより、発電時に発生する温室効果ガスの削減に貢献する。

#### ■ 脱炭素社会の実現を見据えた先進事例の研究

2050年に向けた脱炭素社会の実現を見据え、低燃費型の収集運搬車両の導入促進や、焼却工場から排出される排ガスからのCO<sub>2</sub>の分離回収・活用といった先進都市の取組事例や技術革新の動向にも注視していく。

### オ 自然共生の推進

本市は、三方を海に囲まれ200kmを超える長い海岸線を有し、市域の約4割を森林が占めるなど、工業都市、産業都市でありながら豊かな自然に恵まれている。

これからもこの特徴を活かしていくために、ごみ処理施設や最終処分場の整備・利用にあたっては周辺的生活環境の保全や自然環境との共生に努めるほか、未利用間伐材や下水汚泥等のバイオマス資源の活用を推進する。

### カ まち美化対策の推進

#### ■ まち美化意識の向上

市民、事業者、行政が協力・連携し、毎年度実施している、5月30日のごみゼロの日を中心とした清掃活動「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」や、10月の「清潔なまちづくり週間」「市民いっせいまち美化の日」など、引き続き、既存の施策の強化を図るとともに、より実効性の高い取組みについて検討する。

また、ポイ捨ての実態把握と分析を定期的を実施するとともに、その結果を市民に公表し、市民のまち美化意識の高揚を図る。

#### ■ 市民活動の促進

まち美化活動団体や花づくり団体、道路サポーターや公園愛護会、河川愛護団体、事業者などとの連携を強め、その活動を支援することにより、地域の道路、公園、河川、海浜等の清掃など、市民の自主的なまち美化活動の輪を拡大する。

東日本の海岸では国内起因の漂着物が大半を占めているとの報告もあり、本市の散乱ごみ等も海に流出し、他の地域の漂着物となっている可能性もある。河川・海浜清掃、散乱ごみの撤去やポイ捨て防止に向けたまち美化活動は、流出防止策にも効果を上げることになる。

#### ■ 海岸清掃・陸域及び海域からのごみの流出防止

官民一体となったボランティア清掃活動を行うことで、海域へのごみの流出を防止するとともに、各管理者と市町村がそれぞれの垣根を越え、ごみの回収について連携することで、陸域や海域におけるごみの徹底回収を実現する。

ボランティア清掃活動を通じ、プラスチックごみによる海洋汚染の実態を知ること、ごみのポイ捨てやプラスチックごみの排出抑制に繋げる。



## キ 海岸漂着物等の処理

### ■ 市内海岸に漂着する廃棄物の対策

海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市政だよりなどにより、適宜、市民への注意喚起を行う。

### ■ 国に対する要望

漂着した廃棄物の発生源が海外である場合も多いことから、国に対して特段の財政措置の実施や問題解決に向けた国際協力の推進など、引き続き要望していく。

## ク 不法投棄対策

### ■ 不法投棄通報員制度

平成 12 年度から、不法投棄対策や環境保全に協力的な市民を「不法投棄等通報員」として任命、日常生活で発見した不法投棄について本市に連絡してもらい、早期撤去につなげる事で、不法投棄の長期化・拡大化を防止している。

### ■ 不法投棄防止監視カメラ・啓発看板の設置

市内の不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置している。なお、カメラにより監視している旨を表示した看板と一緒に設置することで、抑止力の向上を図っている。

### ■ 不法投棄防止パトロールの実施

不法投棄の未然防止・早期発見のため、平日だけではなく、多発地区を重点的に、土日祝日及び夜間・早朝を含めたパトロールを実施している。

### ■ 警察等関係機関との連携強化

警察や海上保安部等の関係機関と「北九州市廃棄物不法処理防止地域連絡協議会」を定期的開催し、情報交換等を行いながら、連携強化を図る。

悪質な不法投棄については、警察等の関係機関と連携して、投棄物の撤去や原因者の書類送致など厳正に対処する。

### ■ 民間事業者との連携強化

平成 29 年 7 月にヤマト運輸株式会社と、また令和 2 年 11 月に(公社)福岡県産業資源循環協会北九州支部と、それぞれ不法投棄物発見時の通報等に係る連携協定を締結した。不法投棄物発見時の本市への通報による早期発見・拡大防止に加え、「不法投棄監視中」等を記載したステッカーを事業活動に用いる車両に添付して市内を走行してもらうことで、抑止効果を図っている。

## ケ「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

### ■ 研究機関の集積

廃棄物処理やリサイクルの技術・方法等について、より一層の事業化・高度化を図るため、北九州学術研究都市など市内の大学や研究機関等と連携しながら、廃棄物処理・リサイクルに関する研究や専門家育成に関する機関の集積を図るとともに、国の機関とも連携を図る。

### ■ リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援

これまでのエコタウン事業の実績を踏まえ、次の事業展開について調査・検討を行い、エコタウン事業をさらに拡大・発展させることが必要である。

技術開発支援や社会システムの整備を通じ、既存のエコタウン事業の支援や新たなリサイクル産業の創出を進め、リサイクル産業をはじめとした環境産業の競争力の強化を図る。エコタウン事業の取組みについて、国内に留まらず海外も視野に入れて情報発信する。

また、さらなる環境産業の創出を目指し、共に考え共に行動する場として設置された「北九州市環境産業推進会議」を中心に、事業者、学術機関、行政などが連携してリサイクル産業の高度化などを推進する。

その中で、サーキュラー・エコノミー(循環経済)におけるリサイクル事業の位置づけや役割を明確に打ち出すことで、エコタウンのプレゼンスの向上や競争力の強化を図る。

### ■ 新たな技術や研究開発の推進

北九州学術研究都市との協働やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来技術開発助成事業による支援など、本市の施設や支援制度を活用し、廃棄物の処理やリサイクルに関する技術開発や、異なる産業間で連携した廃棄物の有効利用などを促進する。

また、再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの導入・普及、バイオマスの活用など、新たなエネルギーに関する研究開発なども併せて推進する。

### ■ 産業振興と環境保全の好循環

環境に配慮した製品・技術・サービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、その拡大・浸透を図っていく。

事業者が環境への取組みを効果的・効率的に行うための環境経営システムである「エコアクション 21」の取得を支援することにより、市内産業の環境経営を促進する。

### ■ 廃棄物の発生抑制(リデュース)に貢献する産業への支援

ものづくりの街である本市には、建物やインフラなどの長寿命化を実現するメンテナンスやリフォーム、廃棄物の発生抑制に貢献する非破壊検査等を行う企業も集積している。これらの産業は、産業界から発生する廃棄物のリデュースに貢献する環境ビジネスとしての側面もあることから、技術開発や事業化、販路拡大などに関する支援・PRを推進する。

### ■ 研究機関の集積

廃棄物処理やリサイクルの技術・方法等について、より一層の事業化・高度化を図るため、北九州学術研究都市など市内の大学や研究機関等と連携しながら、廃棄物処理・リサイクルに関する研究や専門家育成に取り組んでいく。

### ■ 高度リサイクルの推進

今後予想される再生可能エネルギー設備の大量廃棄に備え、太陽光パネルのリサイクルシステムの構築など、資源の有効活用と適正処理の確保に取り組む。

また、次世代自動車の増加や新たな部品・素材の使用が拡大する状況を踏まえ、レアメタルや炭素繊維強化プラスチックのリサイクルの研究などに取り組む。

### ■ 環境国際協力・ビジネスの促進

これまで環境国際協力で培ってきたアジア諸都市とのネットワークを活用し、本市及び市内事業者が保有している廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等をパッケージ化して技術・経済交流を進める。また、現地の環境改善や資源循環・脱炭素化社会の実現への貢献を通じて、本市の経済の活性化を図る。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

個別事業が計画通り進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげていく。

また、点検・評価の結果は市民に分かりやすい形で公表する。

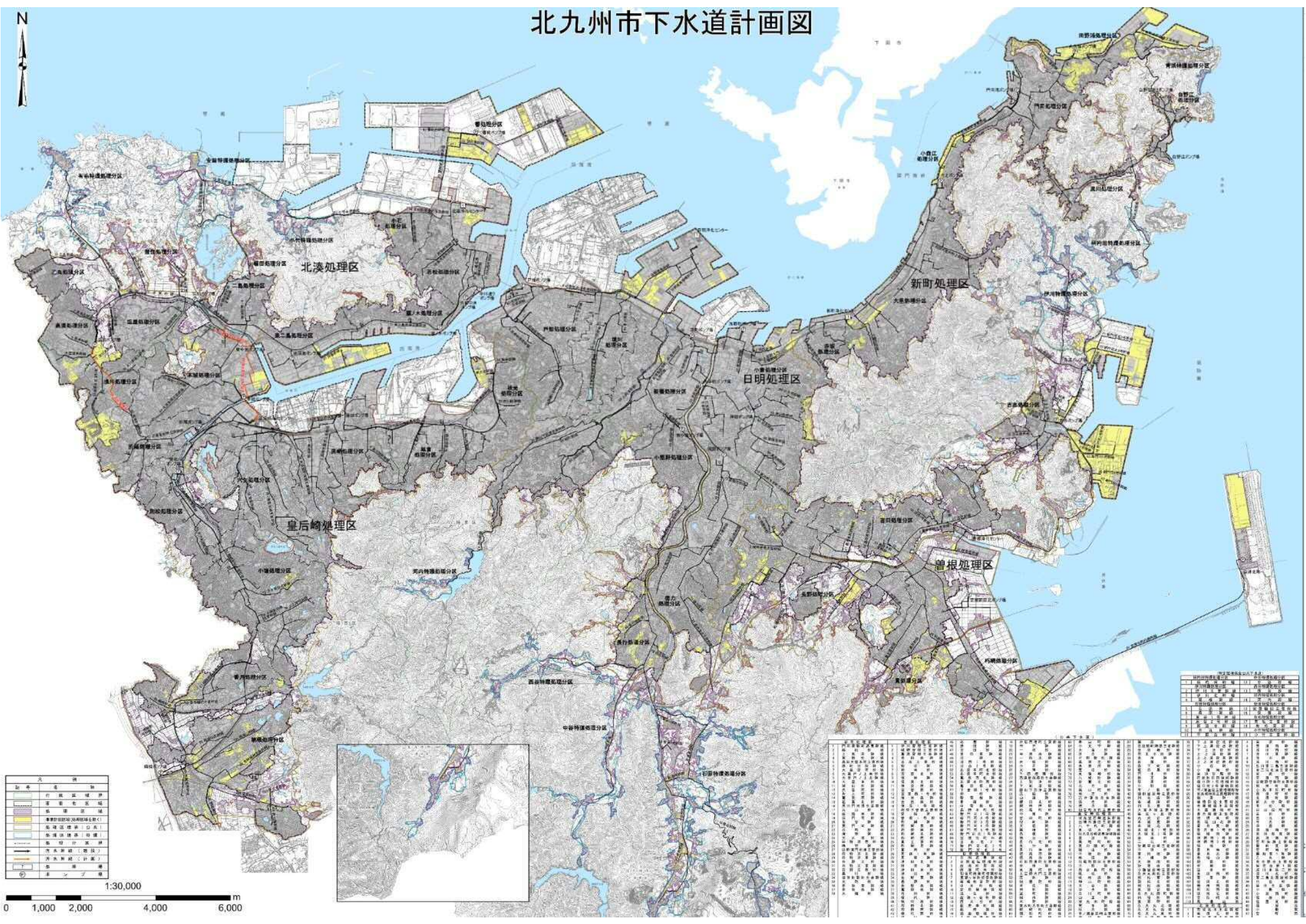
計画の進捗状況を勘案しつつ、必要に応じて、福岡県及び国と意見交換を行いながら、計画の見直しを行う。

# 北九州市 一般廃棄物処理施設 位置図

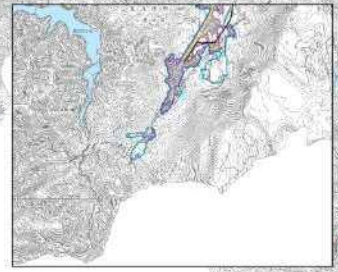
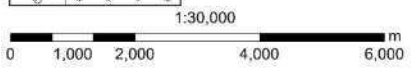




# 北九州市下水道計画図



| 記号           | 説明          |
|--------------|-------------|
| [Grey box]   | 計画区域境界      |
| [Yellow box] | 管区境界        |
| [Red box]    | 区界          |
| [Blue box]   | 下水道計画区域(計画) |
| [Blue box]   | 下水道管線(計画)   |
| [Blue box]   | 下水道管線(既設)   |
| [Blue box]   | 河川          |
| [Blue box]   | 道路          |
| [Blue box]   | 海岸線         |
| [Blue box]   | 境界線         |
| [Blue box]   | 境界線         |



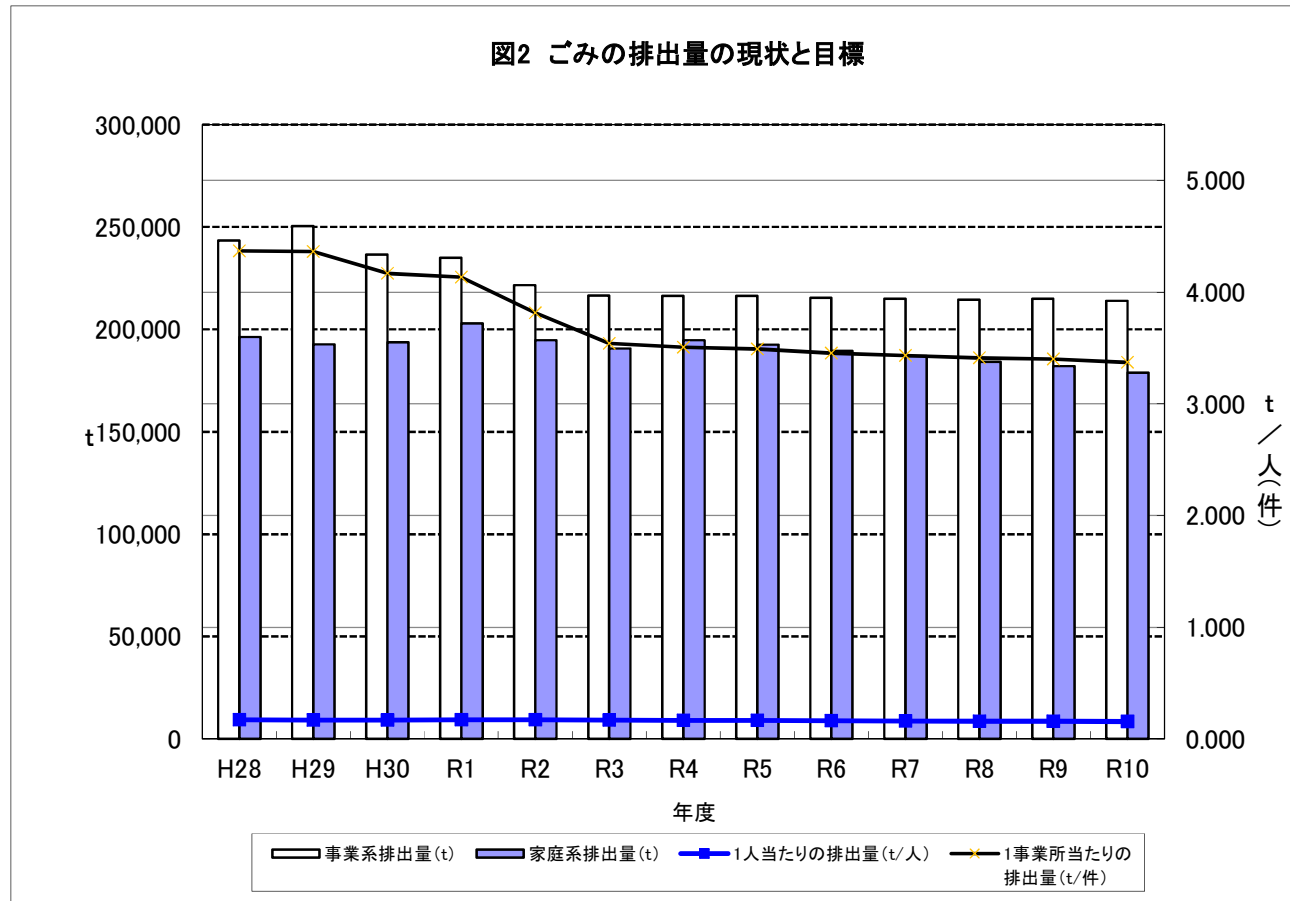
| 下水道管線延長表(単位:メートル) |        |
|-------------------|--------|
| 計画管線              | 11,820 |
| 既設管線              | 10,540 |
| 合計管線              | 22,360 |
| 計画管線              | 11,820 |
| 既設管線              | 10,540 |
| 合計管線              | 22,360 |
| 計画管線              | 11,820 |
| 既設管線              | 10,540 |
| 合計管線              | 22,360 |

| 管区  | 管線延長(メートル) | 管線数   | 管線径    |
|-----|------------|-------|--------|
| 北湊  | 1,200      | 120   | φ1,000 |
| 新町  | 1,500      | 150   | φ1,000 |
| 日明  | 1,800      | 180   | φ1,000 |
| 皇后崎 | 2,100      | 210   | φ1,000 |
| 曾根  | 2,400      | 240   | φ1,000 |
| ... | ...        | ...   | ...    |
| 合計  | 11,820     | 1,182 |        |



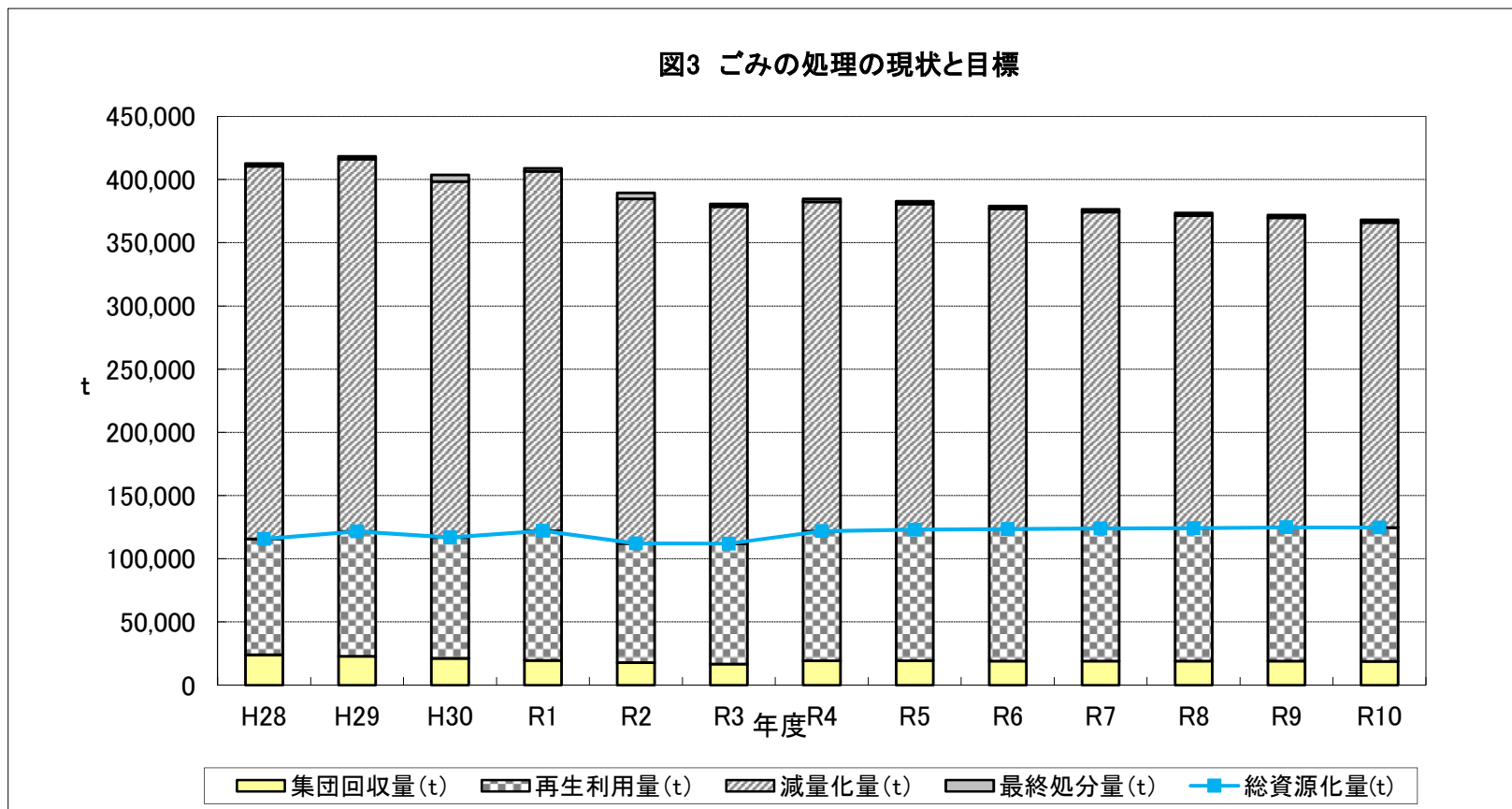


図2 ごみの排出量の現状と目標



| 年度               | 実績値     |         |         |         |         |         | 予測値     |         |         |         |         |         |         |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                  | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     |
| 事業系排出量(t)        | 243,515 | 250,425 | 236,584 | 234,935 | 221,634 | 216,488 | 216,386 | 216,462 | 215,367 | 214,965 | 214,612 | 214,915 | 214,032 |
| 1事業所当たりの排出量(t/件) | 4.37    | 4.36    | 4.17    | 4.13    | 3.82    | 3.54    | 3.51    | 3.49    | 3.45    | 3.43    | 3.41    | 3.40    | 3.37    |
| 家庭系排出量(t)        | 196,257 | 192,684 | 193,624 | 202,852 | 194,627 | 190,638 | 194,726 | 192,609 | 189,498 | 186,983 | 184,234 | 182,039 | 178,896 |
| 1人当たりの排出量(t/人)   | 0.172   | 0.169   | 0.169   | 0.171   | 0.172   | 0.169   | 0.166   | 0.165   | 0.163   | 0.160   | 0.159   | 0.158   | 0.156   |

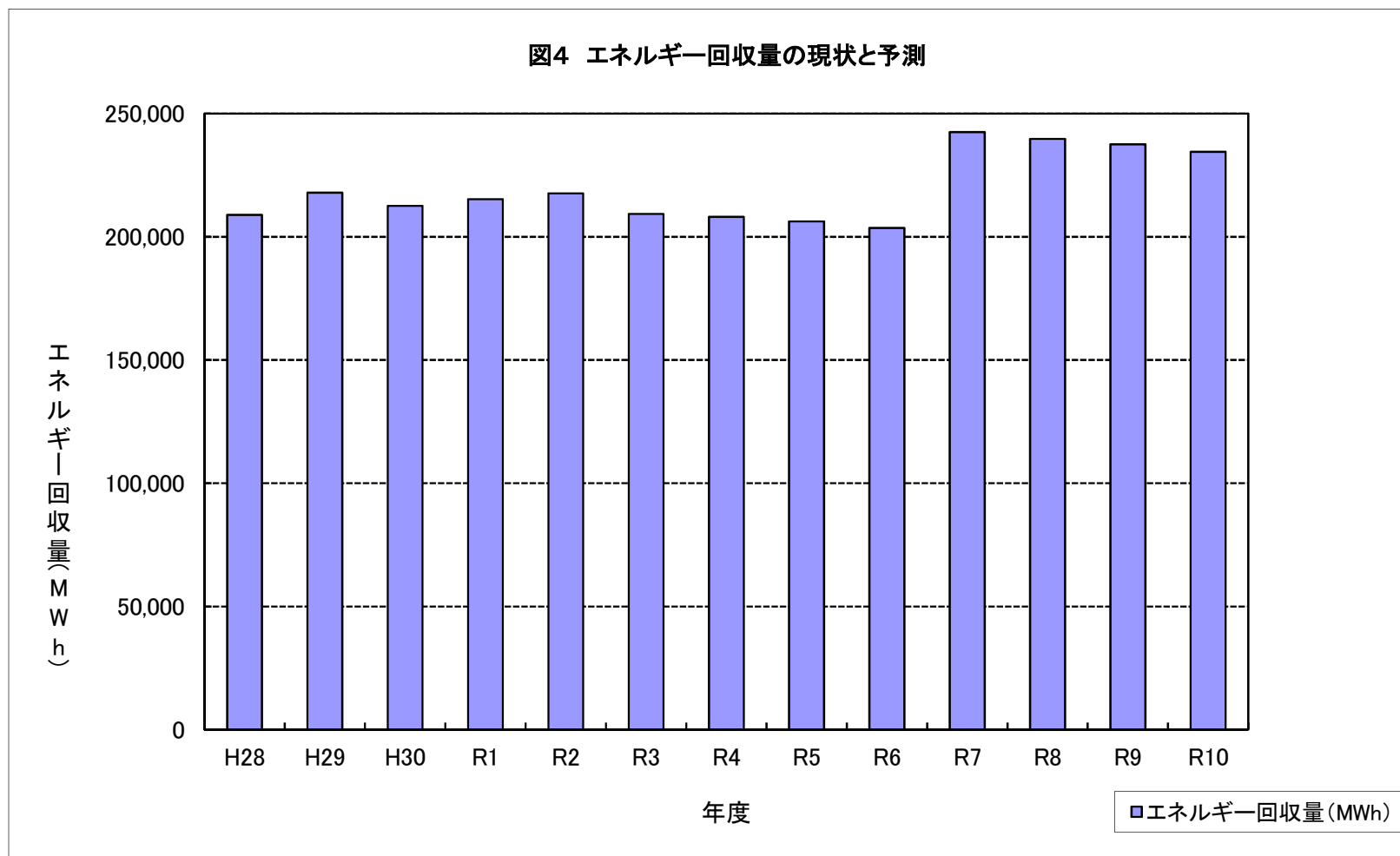
図3 ごみの処理の現状と目標



| 年度       | 実績値     |         |         |         |         |         | 予測値     |         |         |         |         |         |         |  |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
|          | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     |  |
| 集団回収量(t) | 23,930  | 22,726  | 21,136  | 19,627  | 17,856  | 16,753  | 19,195  | 19,199  | 19,103  | 19,065  | 19,000  | 18,993  | 18,883  |  |
| 再生利用量(t) | 91,720  | 98,763  | 95,611  | 102,487 | 94,147  | 95,195  | 102,690 | 103,764 | 104,373 | 104,802 | 105,172 | 105,823 | 105,884 |  |
| 総資源化量(t) | 115,650 | 121,489 | 116,747 | 122,114 | 112,003 | 111,948 | 121,886 | 122,962 | 123,476 | 123,867 | 124,172 | 124,815 | 124,767 |  |
| 減量化量(t)  | 294,834 | 294,648 | 281,764 | 284,353 | 272,672 | 266,677 | 260,497 | 257,620 | 253,296 | 250,290 | 247,178 | 244,857 | 241,238 |  |
| 最終処分量(t) | 2,226   | 2,195   | 5,097   | 2,431   | 4,753   | 2,070   | 2,283   | 2,271   | 2,248   | 2,232   | 2,214   | 2,204   | 2,182   |  |



図4 エネルギー回収量の現状と予測



| 年度             | 実績値     |         |         |         |         |         | 予測値     |         |         |         |         |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     |
| エネルギー回収量 (MWh) | 208,903 | 217,895 | 212,552 | 215,321 | 217,637 | 209,284 | 208,109 | 206,234 | 203,580 | 242,488 | 239,754 | 237,577 | 234,482 |
| 前年度比           |         | 4.30%   | ▲2.45%  | 1.30%   | 1.08%   | ▲3.84%  | ▲0.56%  | ▲0.90%  | ▲1.29%  | 19.11%  | ▲1.13%  | ▲0.91%  | ▲1.30%  |

## 計画地域内の施設概要

1. 一般廃棄物処理施設  
(ア) 焼却・破碎処理施設

| 名称    | 敷地面積<br>(㎡) | 建物面積<br>(㎡) | 建設年月   | 建設費<br>(百万円) | 型式                       | 処理能力                | 排ガス処理                    | 備考  |
|-------|-------------|-------------|--------|--------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|---|
| 新門司工場 | 51,038      | 23,952      | H19年3月 | 22,900       | 連続運転式ごみ焼却施設(シャフト式ガス化熔融炉) | 720t/日<br>(240t×3炉) | 乾式有害ガス除去装置(バグフィルタ)・触媒反応塔 | 発電: 自家消費及び売電【23,500kW】<br>蒸気: 場内および新門司環境センターの空調・給湯。 |
| 日明工場  | 33,933      | 15,726      | H3年3月  | 12,500       | 連続運転式ごみ焼却炉(ストーカー式)       | 600t/日<br>(200t×3基) | 乾式有害ガス除去装置(バグフィルタ)       | 発電: 自家消費及び売電【6,000kW】<br>蒸気: 場内空調・給湯。               |
| 皇后崎工場 | 40,925      | 27,719      | H10年6月 | 34,500       | 連続運転式ごみ焼却炉(ストーカー式)       | 810t/日<br>(270t×3基) | 乾式有害ガス除去装置(バグフィルタ)       | 発電: 自家消費及び売電【17,200kW】<br>蒸気: 場内空調・給湯、皇后崎環境センター給湯。  |

(イ)資源化施設(1)

| 名称                        | 敷地面積<br>(㎡)  | 建物面積<br>(㎡) | 建設年月   | 建設費<br>(百万円)  | 処理能力                           | 特徴   | 備考                   |
|---------------------------|--|-------------|--------|---|--------------------------------|--|----------------------|
| 日明かんびん資源<br>化センター         | 7,065  | 2,205       | R3年3月  | 2,560   | 32.26t/5h                      | ガラスびんの選別処理(3色)による再資源化。破袋機、徐袋機、磁選機、振動篩機、アルミ選別機等の導入による作業の自動化。ペットボトルの減容・再資源化。<br>かんびん処理能力 24.64t/5h<br>ペット処理能力 7.62t/5h   |                      |
| 日明<br>紙パック・トレイ<br>選別保管・施設 | 7,065<br>(併設の<br>日明かん<br>びん資源<br>化センタ<br>ー敷地面<br>積)  | 2,205       | R3年3月  | 2,560<br>(併設の<br>日明かん<br>びん資源<br>化センタ<br>ーの建設<br>費) | 0.33t/5h                       | 紙パックの保管<br>トレイの保管及び手選別(白トレイ及び色トレイを選別)  | 日明かんびん資源化セ<br>ンター内   |
| 本城かんびん資源<br>化センター         | 17,000   | 3,250       | H9年10月 | 1,800   | 63 t/5h<br>(31.5t/5h×2 系列)     | ガラスびんの選別処理(3色)による再資源化。破袋機、除袋機、スチールかん選別機、振動篩機、アルミ選別機等の導入による作業の自動化。ペットボトルの減容・再資源化。<br>スチールかん選別機 1.5t/h(2基)<br>手選別コンベア 6t/h(2基)<br>振動篩機 0.5t/h(2基)<br>アルミかん選別機 0.5t/h(2基) |                      |
| 本城<br>紙パック・トレイ<br>選別保管・施設 | 17,000<br>(併設の<br>本城かん<br>びん資源<br>化センタ<br>ー敷地面<br>積) | 90          | H12年7月 | —   | 90m <sup>2</sup><br>(保管施設建物面積) | 紙パックの保管<br>トレイの保管及び手選別(白トレイ及び色トレイを選別)  | 本城かんびん資源化<br>センターと併設 |

(イ)資源化施設(2)

| 名称                 | 敷地面積<br>(㎡)              | 建物面積<br>(㎡) | 建設年月   | 建設費<br>(百万円) | 処理能力               | 特徴   | 備考  |
|--------------------|--------------------------|-------------|--------|--------------|--------------------|--|---|
| プラスチック資源化センター      | 10,006                   | 3,090       | H19年2月 |              | 60 (t/日)           | 令和3年度でPFI事業による運営が終了し、令和4年度は、業務委託により容器包装プラスチックの中間処理施設として、継続して運営している。破袋機、揺動式選別機等の導入による作業の簡易化。プラスチックの減容・再資源化。<br>破袋機 5t/h(1基)<br>揺動式選別機 5t/h(1基)<br>圧縮梱包機 4.3t/h(1基)<br>フィルム手選別コンベア 2.7t/h(1基)<br>ボトル手選別コンベア 2.3t/h(1基) | 契約事業者:日本資源流通株式会社<br>所有権:敷地・工場建屋・設備の全て民間所有 |
| 新門司紙パック・トレイ選別・保管施設 | 51,038<br>(併設の新門司工場敷地面積) | 252         | H26年3月 | 111          | 252㎡<br>(保管施設建物面積) | 紙パックの保管<br>トレイの保管及び手選別(白トレイ及び色トレイを選別)  |   |

(ウ)埋立処分場

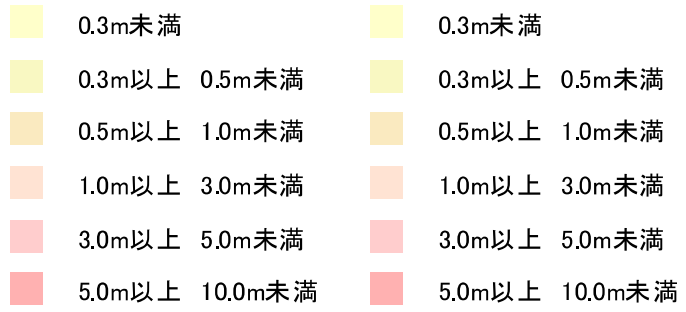
| 名称          | 埋立面積<br>(㎡) | 埋立容量<br>(㎡) | 埋立開始    | 区分   | 管理                       | 埋立廃棄物                         |
|-------------|-------------|-------------|---------|------|--------------------------|-------------------------------|
| 響灘西地区廃棄物処分場 | 573,000     | 7,150,000   | H10年10月 | 公有水面 | 一般廃棄物:委託<br>産業廃棄物:民間処分業者 | 市内で発生する不燃性などの一般廃棄物、産業廃棄物及び土砂。 |

2. 生活排水処理施設

| 区分   | 名称       | 敷地面積<br>(㎡) | 建物面積<br>(㎡) | 建設年月   | 建設費<br>(千円) | 消化方式 | 処理能力<br>(kl/日) | 二次処理                   |
|------|----------|-------------|-------------|--------|-------------|------|----------------|------------------------|
| 投入施設 | 皇后崎し尿投入所 | 3228        | 842         | S56年3月 | 382,000     | —    | 500            | 皇后崎浄化センター施設併用圧送距離 450m |
| 圧送施設 | 西港し尿圧送所  | 5,294       | 610         | H7年3月  | 358,070     | —    | 250            | 日明浄化センターへ圧送距離 3,000m   |



豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)



【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

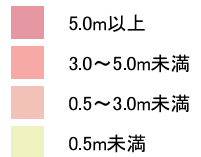
### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

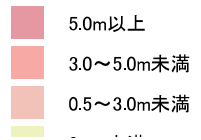




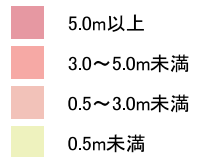
紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)



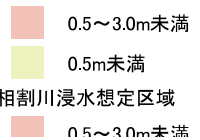
板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)



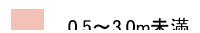
竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)



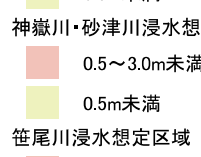
竹馬川浸水想定区域(計画規模)



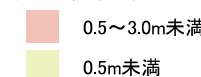
相割川浸水想定区域



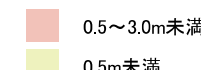
神嶽川・砂津川浸水想定区域



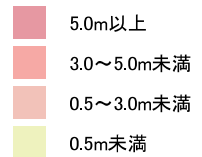
笹尾川浸水想定区域



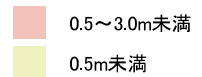
江川浸水想定区域



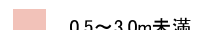
金山川浸水想定区域(想定最大規模)



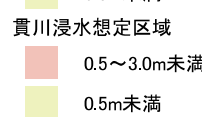
金山川浸水想定区域(計画規模)



金剛川浸水想定区域



貫川浸水想定区域



【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|  |                |  |                |
|--|----------------|--|----------------|
|  | 0.3m未満         |  | 0.3m未満         |
|  | 0.3m以上 0.5m未満  |  | 0.3m以上 0.5m未満  |
|  | 0.5m以上 1.0m未満  |  | 0.5m以上 1.0m未満  |
|  | 1.0m以上 3.0m未満  |  | 1.0m以上 3.0m未満  |
|  | 3.0m以上 5.0m未満  |  | 3.0m以上 5.0m未満  |
|  | 5.0m以上 10.0m未満 |  | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



|                      |                   |               |                   |            |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------------|------------|
| 紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模) | 竹馬川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満        | 金山川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満     |
| 5.0m以上               | 5.0m以上            | 神嶽川・砂津川浸水想定区域 | 5.0m以上            | 貫川浸水想定区域   |
| 3.0~5.0m未満           | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満    | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満 |
| 0.5~3.0m未満           | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満     |
| 0.5m未満               | 0.5m未満            | 笹尾川浸水想定区域     | 0.5m未満            |            |
| 板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)    | 竹馬川浸水想定区域(計画規模)   | 0.5~3.0m未満    | 金山川浸水想定区域(計画規模)   |            |
| 5.0m以上               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |
| 3.0~5.0m未満           | 0.5m未満            | 江川浸水想定区域      | 0.5m未満            |            |
| 0.5~3.0m未満           | 相割川浸水想定区域         | 0.5~3.0m未満    | 金剛川浸水想定区域         |            |
| 0.5m未満               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

(本城かんびん資源化センター) (河川氾濫浸水地域)



|                      |                   |               |                   |            |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------------|------------|
| 紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模) | 竹馬川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満        | 金山川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満     |
| 5.0m以上               | 5.0m以上            | 神嶽川・砂津川浸水想定区域 | 5.0m以上            | 貫川浸水想定区域   |
| 3.0~5.0m未満           | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満    | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満 |
| 0.5~3.0m未満           | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満     |
| 0.5m未満               | 0.5m未満            | 笹尾川浸水想定区域     | 0.5m未満            |            |
| 板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)    | 竹馬川浸水想定区域(計画規模)   | 0.5~3.0m未満    | 金山川浸水想定区域(計画規模)   |            |
| 5.0m以上               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |
| 3.0~5.0m未満           | 0.5m未満            | 江川浸水想定区域      | 0.5m未満            |            |
| 0.5~3.0m未満           | 相割川浸水想定区域         | 0.5~3.0m未満    | 金剛川浸水想定区域         |            |
| 0.5m未満               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

(本城かんびん資源化センター) (津波)



## 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

## 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



# 防災情報マップ

(本城資かんびん源化センター) (高潮)



豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 0.3m未満         | 0.3m未満         |
| 0.3m以上 0.5m未満  | 0.3m以上 0.5m未満  |
| 0.5m以上 1.0m未満  | 0.5m以上 1.0m未満  |
| 1.0m以上 3.0m未満  | 1.0m以上 3.0m未満  |
| 3.0m以上 5.0m未満  | 3.0m以上 5.0m未満  |
| 5.0m以上 10.0m未満 | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



|                      |                   |               |                   |            |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------------|------------|
| 紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模) | 竹馬川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満        | 金山川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満     |
| 5.0m以上               | 5.0m以上            | 神嶽川・砂津川浸水想定区域 | 5.0m以上            | 貫川浸水想定区域   |
| 3.0~5.0m未満           | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満    | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満 |
| 0.5~3.0m未満           | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満     |
| 0.5m未満               | 0.5m未満            | 笹尾川浸水想定区域     | 0.5m未満            |            |
| 板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)    | 竹馬川浸水想定区域(計画規模)   | 0.5~3.0m未満    | 金山川浸水想定区域(計画規模)   |            |
| 5.0m以上               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |
| 3.0~5.0m未満           | 0.5m未満            | 江川浸水想定区域      | 0.5m未満            |            |
| 0.5~3.0m未満           | 相割川浸水想定区域         | 0.5~3.0m未満    | 金剛川浸水想定区域         |            |
| 0.5m未満               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



## 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上



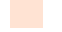




## 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|  |                |   |                |
|--|----------------|---|----------------|
|  | 0.3m未満         |  | 0.3m未満         |
|  | 0.3m以上 0.5m未満  |  | 0.3m以上 0.5m未満  |
|  | 0.5m以上 1.0m未満  |  | 0.5m以上 1.0m未満  |
|  | 1.0m以上 3.0m未満  |  | 1.0m以上 3.0m未満  |
|  | 3.0m以上 5.0m未満  |  | 3.0m以上 5.0m未満  |
|  | 5.0m以上 10.0m未満 |  | 5.0m以上 10.0m未満 |

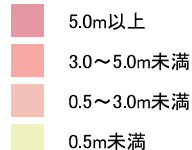
【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

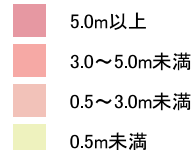




紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)

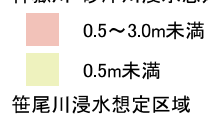


竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)

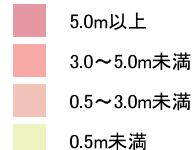


0.5m未満

神嶽川・砂津川浸水想定区域

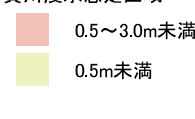


金山川浸水想定区域(想定最大規模)

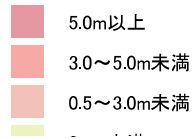


0.5m未満

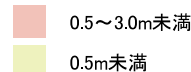
貫川浸水想定区域



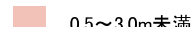
板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)



竹馬川浸水想定区域(計画規模)



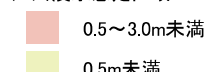
相割川浸水想定区域



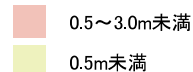
0.5~3.0m未満

0.5m未満

江川浸水想定区域



金山川浸水想定区域(計画規模)



0.5~3.0m未満

0.5m未満

0.5~3.0m未満

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|  |                |  |                |
|--|----------------|--|----------------|
|  | 0.3m未満         |  | 0.3m未満         |
|  | 0.3m以上 0.5m未満  |  | 0.3m以上 0.5m未満  |
|  | 0.5m以上 1.0m未満  |  | 0.5m以上 1.0m未満  |
|  | 1.0m以上 3.0m未満  |  | 1.0m以上 3.0m未満  |
|  | 3.0m以上 5.0m未満  |  | 3.0m以上 5.0m未満  |
|  | 5.0m以上 10.0m未満 |  | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

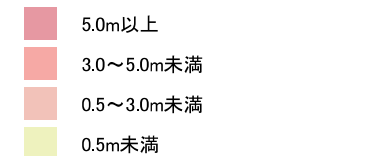
### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

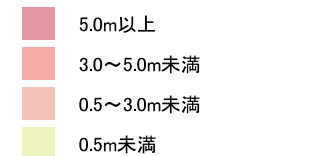




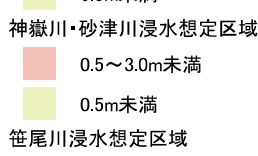
紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)



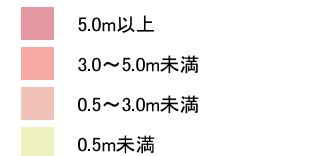
竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)



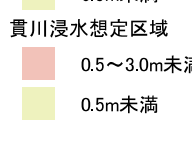
神嶽川・砂津川浸水想定区域



金山川浸水想定区域(想定最大規模)



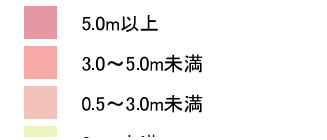
貫川浸水想定区域



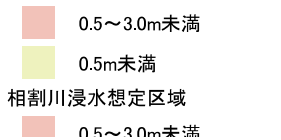
【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものではありません。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

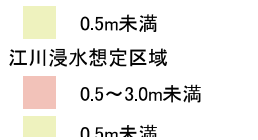
板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)



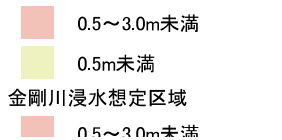
竹馬川浸水想定区域(計画規模)



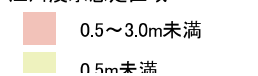
笹尾川浸水想定区域



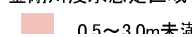
金山川浸水想定区域(計画規模)



江川浸水想定区域



金剛川浸水想定区域







豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 0.3m未満         | 0.3m未満         |
| 0.3m以上 0.5m未満  | 0.3m以上 0.5m未満  |
| 0.5m以上 1.0m未満  | 0.5m以上 1.0m未満  |
| 1.0m以上 3.0m未満  | 1.0m以上 3.0m未満  |
| 3.0m以上 5.0m未満  | 3.0m以上 5.0m未満  |
| 5.0m以上 10.0m未満 | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

響灘東地区廃棄物処分場

(排水処理施設等)



豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 0.3m未満         | 0.3m未満         |
| 0.3m以上 0.5m未満  | 0.3m以上 0.5m未満  |
| 0.5m以上 1.0m未満  | 0.5m以上 1.0m未満  |
| 1.0m以上 3.0m未満  | 1.0m以上 3.0m未満  |
| 3.0m以上 5.0m未満  | 3.0m以上 5.0m未満  |
| 5.0m以上 10.0m未満 | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





響灘東地区廃棄物処分場

(排水処理施設等)

紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

竹馬川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

相割川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

0.5m未満

神嶽川・砂津川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

笹尾川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

江川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金山川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金山川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金剛川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

0.5m未満

貫川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

## 響灘西地区廃棄物処分場(河川氾濫浸水域)



|                      |                   |               |                   |            |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------------|------------|
| 紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模) | 竹馬川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満        | 金山川浸水想定区域(想定最大規模) | 0.5m未満     |
| 5.0m以上               | 5.0m以上            | 神嶽川・砂津川浸水想定区域 | 5.0m以上            | 貫川浸水想定区域   |
| 3.0~5.0m未満           | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満    | 3.0~5.0m未満        | 0.5~3.0m未満 |
| 0.5~3.0m未満           | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満     |
| 0.5m未満               | 0.5m未満            | 笹尾川浸水想定区域     | 0.5m未満            |            |
| 板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)    | 竹馬川浸水想定区域(計画規模)   | 0.5~3.0m未満    | 金山川浸水想定区域(計画規模)   |            |
| 5.0m以上               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |
| 3.0~5.0m未満           | 0.5m未満            | 江川浸水想定区域      | 0.5m未満            |            |
| 0.5~3.0m未満           | 相割川浸水想定区域         | 0.5~3.0m未満    | 金剛川浸水想定区域         |            |
| 0.5m未満               | 0.5~3.0m未満        | 0.5m未満        | 0.5~3.0m未満        |            |

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

## 響灘西地区廃棄物処分場(津波)



### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

## 響灘西地区廃棄物処分場(高潮)



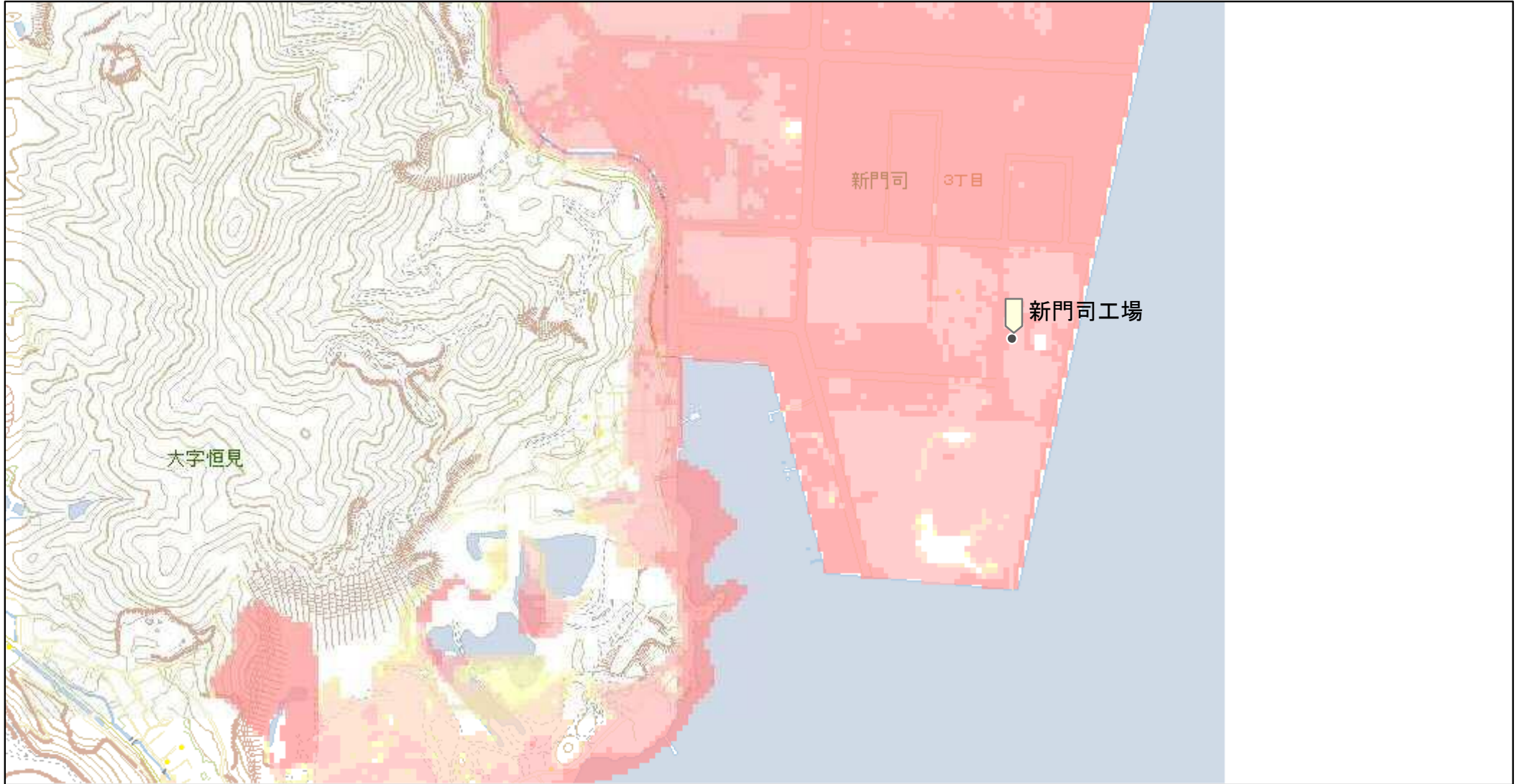
豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 0.3m未満         | 0.3m未満         |
| 0.3m以上 0.5m未満  | 0.3m以上 0.5m未満  |
| 0.5m以上 1.0m未満  | 0.5m以上 1.0m未満  |
| 1.0m以上 3.0m未満  | 1.0m以上 3.0m未満  |
| 3.0m以上 5.0m未満  | 3.0m以上 5.0m未満  |
| 5.0m以上 10.0m未満 | 5.0m以上 10.0m未満 |









【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|   |  |
|---|--|
|  0.3m未満         |  0.3m未満         |
|  0.3m以上 0.5m未満  |  0.3m以上 0.5m未満  |
|  0.5m以上 1.0m未満  |  0.5m以上 1.0m未満  |
|  1.0m以上 3.0m未満  |  1.0m以上 3.0m未満  |
|  3.0m以上 5.0m未満  |  3.0m以上 5.0m未満  |
|  5.0m以上 10.0m未満 |  5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



## 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

## 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

竹馬川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

相割川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

0.5m未満

神嶽川・砂津川浸水想定区域

- 5.0m以上
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

笹尾川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

江川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金山川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金山川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金剛川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

0.5m未満

貫川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満













【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





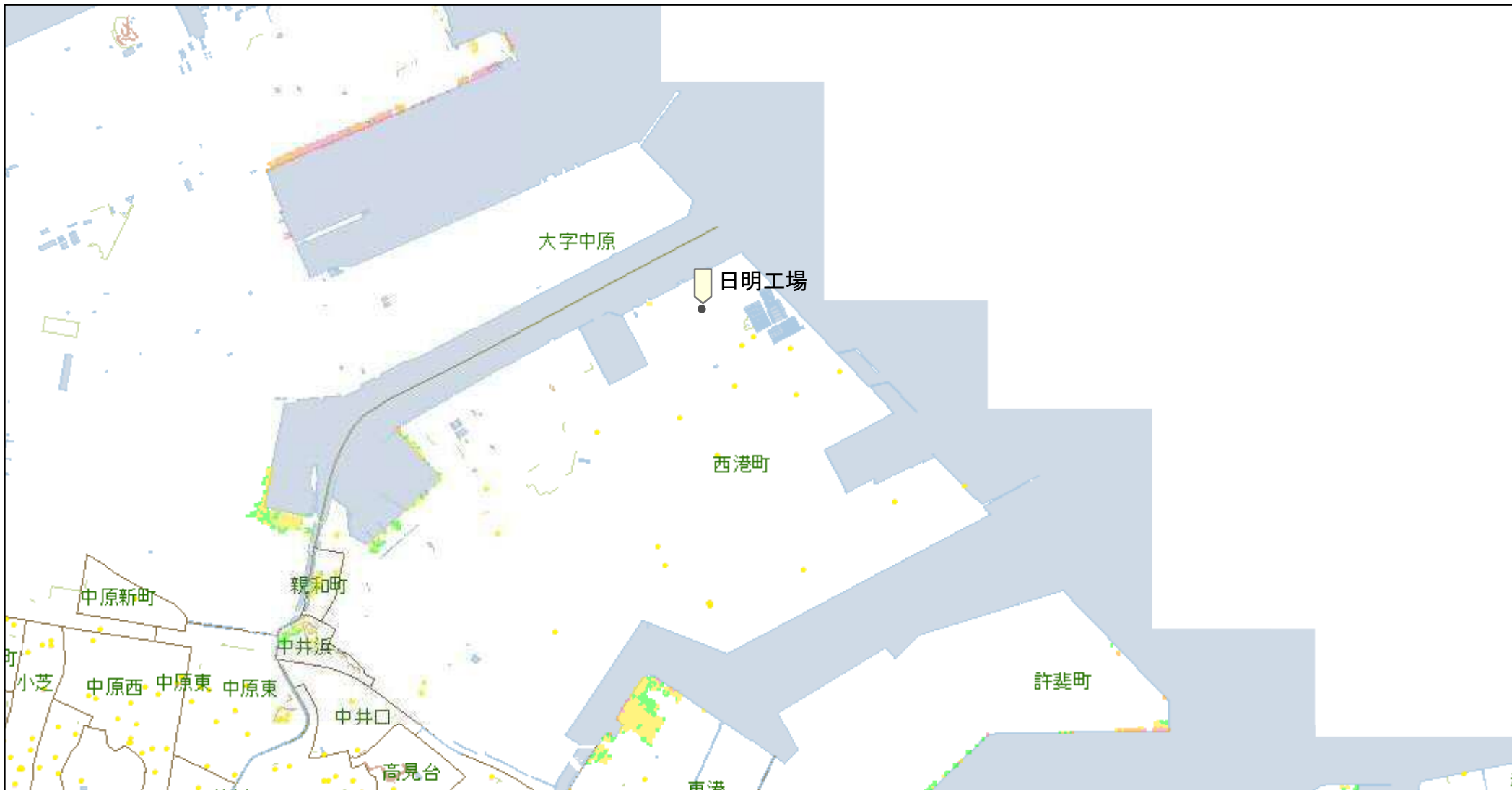
豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|  |                |   |                |
|--|----------------|---|----------------|
|  | 0.3m未満         |  | 0.3m未満         |
|  | 0.3m以上 0.5m未満  |  | 0.3m以上 0.5m未満  |
|  | 0.5m以上 1.0m未満  |  | 0.5m以上 1.0m未満  |
|  | 1.0m以上 3.0m未満  |  | 1.0m以上 3.0m未満  |
|  | 3.0m以上 5.0m未満  |  | 3.0m以上 5.0m未満  |
|  | 5.0m以上 10.0m未満 |  | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



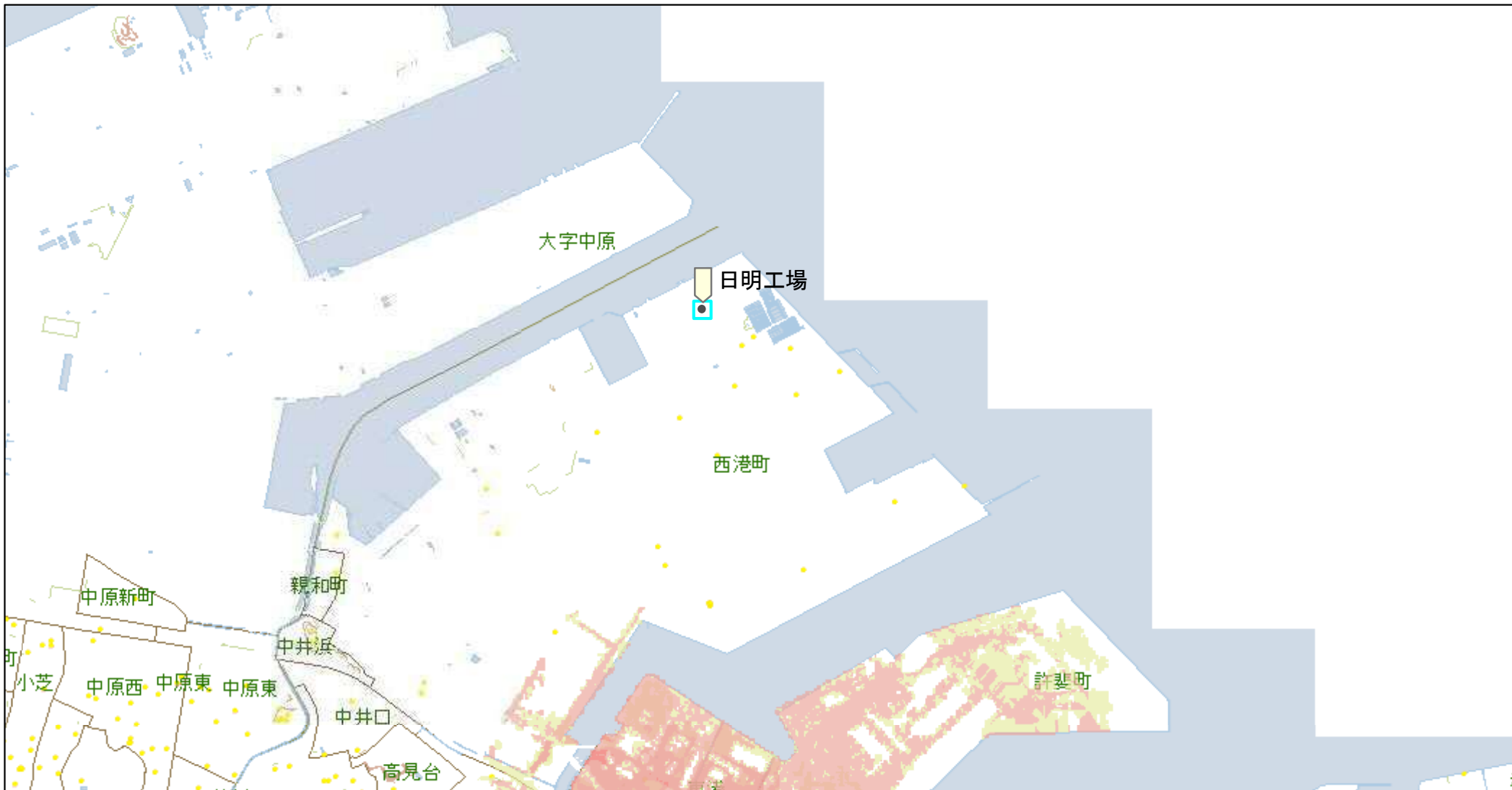


### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

竹馬川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

相割川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

0.5m未満

神嶽川・砂津川浸水想定区域

- 5.0m以上
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

笹尾川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

江川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金山川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金山川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

金剛川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

0.5m未満

貫川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



豊前豊後沿岸(想定最大規模) 玄界灘沿岸(想定最大規模)

|  |                |  |                |
|--|----------------|--|----------------|
|  | 0.3m未満         |  | 0.3m未満         |
|  | 0.3m以上 0.5m未満  |  | 0.3m以上 0.5m未満  |
|  | 0.5m以上 1.0m未満  |  | 0.5m以上 1.0m未満  |
|  | 1.0m以上 3.0m未満  |  | 1.0m以上 3.0m未満  |
|  | 3.0m以上 5.0m未満  |  | 3.0m以上 5.0m未満  |
|  | 5.0m以上 10.0m未満 |  | 5.0m以上 10.0m未満 |

【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。





### 基準水位

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。



### 紫川・東谷川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 板櫃川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 竹馬川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 竹馬川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 相割川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

### 0.5m未満

### 神嶽川・砂津川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 笹尾川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 江川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 金山川浸水想定区域(想定最大規模)

- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 金山川浸水想定区域(計画規模)

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 金剛川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満

### 0.5m未満

### 貫川浸水想定区域

- 0.5~3.0m未満
- 0.5m未満

### 【住宅地図を背景図にして印刷した場合の注意事項】

- ①ゼンリン住宅地図を印刷・コピーしたものは、ライセンスの規約上、市民や業者に渡すことは出来ません。
- ②この出力図面は、職員の業務参考情報として提供するものです。
- ③記載されている情報は、権利等を保証するものではありません。
- ④市民や業者に印刷・コピーしたものを渡すと権利等を保証したものと勘違いされトラブルになる恐れがあります。絶対に渡さないでください。
- ⑤各マップの使用制限事項に十分留意してご利用ください。

# 北九州市国土強靱化地域計画 アクションプラン

令和4年4月

北九州市

新規追加事業

| リスクシナリオ                                     | 事業の名称・推進方針   |  | 目標               | 現状 (R3時点)                                 | R4年度の目標                                   |             |    | 関連する国の補助金・交付金等<br>関連する計画等    | 5か年加速化対策<br>所属      | KPI |
|---|--|--|------------------|---|---|-------------|----|------------------------------|---------------------|-----|
|   | 個別施策   |  |                  |   | 予算額<br>(千円)                               | 決算額<br>(千円) | 進捗 |                              |                     |     |
| 1 1-1<br>市民の災害に関する認識が十分でない<br>ことに起因する死傷者の発生 | 地域と連携した避難所開設・運営事業  |  | 市内98箇所<br>(R7年度) | 市内14箇所                                    | 市内30箇所                                    |             |    | —                            | —                   | ○   |
|   | 迅速な避難所の開設や地域防災力の向上等のため、<br>避難所の開設と運営を市と地域住民が連携して行<br>う。        |  |                  |   | 12,100                                    |             |    | —                            | 危機管理課<br>石田、2110    |     |
| 2 1-4<br>津波・高潮による死者の発生                      | 海岸（老朽化対策事業）  |  | 2施設 (R7)         | 0施設 (R3)                                  | 0施設                                       |             |    | 海岸メンテナンス事業                   | —                   | ○   |
|   | 海岸保全施設改良   |  |                  |   | 34,000                                    |             |    | 海岸保全基本計画<br>北九州港海岸保全施設長寿命化計画 | 計画課<br>大上、321-5967  |     |
| 3 8-1<br>災害廃棄物の処理停滞による復旧・復<br>興の大幅な遅れ       | 北九州市循環型社会形成推進地域計画（R4.1月更<br>新・P16～20参照）に則ったごみ処理施設の機能維<br>持及び向上 |  | 継続実施             | 適切にごみ処理体制の構築<br>に向けた事業計画の検討及<br>び修繕等の維持管理 | 適切にごみ処理体制の構築に<br>向けた事業計画の検討及び修<br>繕等の維持管理 |             |    | 循環型社会形成推進交付金                 | —                   | —   |
|   | ごみ処理施設の適切な維持管理及び更新を進めるこ<br>とにより、安全かつ安定的なごみ処理体制の構築を行<br>う。      |  |                  |   | 1,116,594                                 |             |    | 循環型社会形成推進地域計画                | 循環社会推進課、河<br>本、2187 |     |
| 4 8-3<br>地域コミュニティの再構築の遅れによ<br>る復旧・復興の大幅な遅れ  | 公園施設長寿命化事業   |  | 30%（R6年度）        | 20.0%                                     | 25.0%                                     |             |    | 社会資本整備総合交付金                  | 該当                  | ○   |
|   | 予防保全による公園施設の老朽化対策  |  |                  |   | 40,000                                    |             |    | 北九州市公園施設長寿命化計画               | 緑政課<br>國武、2466      |     |

様式1

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

|                                  |                                   |            |  |          |          |  |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------|--|----------|----------|--|
| (1) 地域名                          | 北九州市                              | (2) 地域内人口  | 956,364人   | (3) 地域面積 | 491.95K㎡ |  |
| (4) 構成市町村等名                      | 北九州市                              | (5) 地域の要件* | 人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積 <input checked="" type="checkbox"/> 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 |          |          |  |
| (6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 | 組合を構成する市町村:<br>設立されていない場合、今後の見通し: |            | 設立(予定)年月日:   |          |          |  |

※ 地域内人口は令和4年10月1日時点の推計人口

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

| 指標・単位<br>年 |                         | 過去の状況・現状(排出量等に対する割合) |                 |                 |                 |                 | 目標    |                 |
|------------|-------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|
|            |                         | 平成29年度               | 平成30年度          | 令和元年度           | 令和2年度           | 令和3年度           | 令和4年度 | 令和10年度          |
| 排出量        | 事業系 総排出量(トン)            | 250,425              | 236,584         | 234,935         | 221,634         | 216,488         | 集計中   | 214,032 (▲1.1%) |
|            | 1事業所当たりの排出量(トン/事業所)     | 4.36                 | 4.17            | 4.13            | 3.82            | 3.54            | 集計中   | 3.37 (▲4.8%)    |
|            | 生活系 総排出量(トン)            | 192,684              | 193,624         | 202,852         | 194,627         | 190,638         | 集計中   | 178,896 (▲6.2%) |
|            | 1人当たりの排出量(kg/人)         | 0.169                | 0.169           | 0.171           | 0.172           | 0.169           | 集計中   | 0.156 (▲7.7%)   |
| 合計         | 事業系生活系の総排出量合計(トン)       | 443,109              | 430,207         | 437,787         | 416,261         | 407,126         | 集計中   | 392,928 (▲3.5%) |
| 再生利用量      | 直接資源化量(トン)              | 74,105 (16.7%)       | 70,810 (16.5%)  | 78,407 (17.9%)  | 69,459 (16.7%)  | 69,849 (17.2%)  | 集計中   | 81,460 (16.6%)  |
|            | 総資源化量(トン)               | 121,489 (27.4%)      | 116,747 (27.1%) | 122,114 (27.9%) | 112,003 (26.9%) | 111,948 (27.5%) | 集計中   | 124,767 (11.5%) |
| エネルギー回収量   | エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH) | 217,895              | 212,552         | 215,321         | 217,637         | 209,284         | 集計中   | 234,481         |
| 減量化量       | 減量化量(中間処理前後の差 トン)       | 294,648              | 281,764         | 284,353         | 272,672         | 266,677         | 集計中   | 241,238 (▲9.5%) |
| 最終処分量      | 埋立最終処分量(トン)             | 49,761               | 52,886          | 51,035          | 49,461          | 45,254          | 集計中   | 45,805 (1.2%)   |

- ※ 排出量の目標における割合:令和3年度実績に対する削減率。
- ※ 再生利用量及び最終処分量の割合:当該年度の総排出量に対する割合。
- ※ 令和10年度目標値は「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」の目標値より算定(事業系を除く)
- ※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

本市の一般廃棄物処理計画である「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画(令和3年8月策定)」の目標値は令和元年度を基準年度として算定している。一方、事業系ごみについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急減している。本地域計画の目標値を定めるにあたり、「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」に基づき算定した場合、当該事業系ごみの急減が目標値の反映されないため、事業系ごみのみ、令和3年度を基準年度としている。



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

| 施設種別  | 施設名                | 事業主体     | 型式及び処理方式     | 処理能力(単位)  | 竣工年月  | 廃止又は休止(予定)年月 | 解体(予定)年月   | 想定される浸水深と対策   | 備考                |
|-------|--------------------|----------|--------------|-----------|-------|--------------|--|---|-------------------|
| 焼却    | 新門司工場              | 北九州市     | 連続燃焼式機械炉     | 720t/24h  | H19.3 |              |  | 高潮に際し、3mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  |                   |
| 焼却    | 日明工場               |          | 連続燃焼式機械炉     | 600t/24h  | H3.3  | R7.3         | R10  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  | R7解体着手予定          |
| 焼却    | 皇后崎工場              |          | 連続燃焼式機械炉     | 810t/24h  | H10.7 |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  |                   |
| リサイクル | 日明かんびん資源化センター      |          | 磁選・選別・減容・資源化 | 32.26t/5h | R3.3  |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が予想される。電気設備を2階に設置することで対策。  |                   |
| リサイクル | 本城かんびん資源化センター      |          | 磁選・選別・減容・資源化 | 63t/5h    | H9.4  | R8.3         | 未定   | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  |                   |
| リサイクル | 新門司紙パック・トレイ選別・保管施設 |          | 選別・保管        | —         | H12.7 |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  | 新門司工場内に併設         |
| リサイクル | 日明紙パック・トレイ選別・保管施設  |          | 選別・保管        | 0.33t/5h  | R3.3  |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  | 日明かんびん資源化センター内に併設 |
| リサイクル | 本城紙パック・トレイ選別・保管施設  |          | 選別・保管        | —         | H12.7 | R8.3         | 未定   | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  | 本城かんびん資源化センター内に併設 |
| 最終処分  | 響灘西地区廃棄物処分場        | 埋立(公有水面) | 7,150千㎡      | H10.10    |       |              | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。 |   |                   |
| リサイクル | 北九州市プラスチック資源化センター  | 民間       | 磁選・選別・減容・資源化 | 60t/日     | H19.2 |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、焼却処分も視野に、本市の他処理施設での処理を検討する。方が一、他施設での処理が難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。 |                   |
| 投入施設  | 皇后崎屎投入所            | 北九州市     | 投入           | 500kℓ/日   | S56.3 |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での処理が難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。   |                   |
| 圧送施設  | 西港屎圧送所             |          | 圧送           | 250kℓ/日   | H7.3  |              |  | 高潮に際し、1mの浸水が想定される。搬入が困難な場合は、基本的には本市の他の処理施設での受入れを検討する。方が一、他施設での受入れが難しい状況であれば、福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画、北九州市災害廃棄物処理計画、災害に関する各種協定等に基づき、他自治体や廃棄物処理関連業者への処理依頼を検討する。  |                   |

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

| 施設種別  | 施設名         | 事業主体      | 型式及び処理方式           | 処理能力(単位) | 竣工予定年月日 | 更新(改良)・新設理由 | 廃焼却施設の解体の有無<br>【解体施設の名称】 | 廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月 | 想定される浸水深と対策                                   | プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業 | 備考                              |
|-------|-------------|-----------|--------------------|----------|---------|-------------|--------------------------|---------------------------|---|--------------------------|---------------------------------|
| 焼却    | 日明工場        | 民間(PFI)   | 連続燃焼式機械炉           | 最大508t/日 | R7.3    | 老朽化         | 有<br>【日明工場】              | 着手(予定)R7完了(予定)R10         | 高潮に際し、1mの浸水が予想される。止水扉・コンクリート壁を設置することで対策予定。    | —                        |                                 |
| 焼却    | 新門司工場       | 北九州市      | 連続燃焼式機械炉           | 最大720t/日 | R10.3   | 老朽化         |                          |                           | 高潮に際し、3mの浸水が想定される。本市の他施設又は他自治体等の処理施設での受入れを検討。 | —                        | 基幹的設備改良工事                       |
| リサイクル | 本城資源化センター   | 北九州市(DBO) | 破碎・磁選・磁選・選別・減容・資源化 | 58.5t/日  | R8.3    | 老朽化         |                          |                           | 高潮に際し、1mの浸水が予想される。電気設備を2階に設置することで対策予定。        | —                        | 本城かんびん資源化センター及び不燃系粗ごみ処理施設を合築を検討 |
| 最終処分  | 響灘東地区廃棄物処分場 | 北九州市      | 埋立(公有水面)           | 2,530千㎡  | 未定      | 容量不足        |                          |                           | 埋立地周囲の護岸天端高を潮位観測基準面から+4mとしている。                | —                        |                                 |

※ 資料として、計画地域内の施設の状況を地図上に示したものを(別添1)及び現有施設の概要(別添3)を添付。

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

### 4 生活排水処理の現状と目標

| 指標・単位           | 過去の状況・現状           |          |         |         |         |         | 目標       |         |
|-----------------|--------------------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|
|                 | 平成 29 年度           | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 10 年度 |         |
| 総人口             | 955,967            | 950182,  | 946,338 | 939,961 | 931,426 | 集計中     | 890,392  |         |
| 公 共 下 水 道       | 汚水衛生処理人口           | 954,531  | 948,806 | 944,995 | 938,631 | 930,114 | 集計中      | 889,501 |
|                 | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 99.8%    | 99.8%   | 99.9%   | 99.9%   | 99.9%   | 集計中      | 99.9%   |
| 集 落 排 水 施 設 等   | 汚水衛生処理人口           | 269      | 250     | 250     | 236     | 223     | 集計中      | 174     |
|                 | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 0.03%    | 0.03%   | 0.02%   | 0.02%   | 0.02%   | 集計中      | 0.02%   |
| 合 併 処 理 浄 化 槽 等 | 汚水衛生処理人口           | 376      | 375     | 339     | 337     | 285     | 集計中      | 267     |
|                 | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | 0.04%    | 0.04%   | 0.04%   | 0.04%   | 0.03%   | 集計中      | 0.03%   |
| 未 処 理 人 口       | 汚水衛生未処理人口          | 791      | 751     | 754     | 757     | 804     | 集計中      | 450     |

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

### 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

| 施設種別    | 事業主体 | 現有施設の内容 |      |      | 整備予定基数の内容 |      |         | 備考 |
|---------|------|---------|------|------|-----------|------|---------|----|
|         |      | 基数      | 処理人口 | 開始年月 | 基数        | 処理人口 | 目標年次    |    |
| 浄化槽設置事業 | 北九州市 | 127     | 246  | 平成元年 | 25        | 48   | 令和 10 年 |    |

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

| 事業種別                        | 事業番号<br>※1 | 事業主体<br>名称<br>※2 | 規模   | 事業期間<br>※5      |    | 総事業費(千円) |            |           |            |           | 交付対象事業費(千円) |           |            |           |            | 備考        |            |           |                |   |         |           |                |
|-----------------------------|------------|------------------|------|-----------------|----|----------|------------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|----------------|---|---------|-----------|----------------|
|                             |            |                  |      | 単位              | 開始 | 終了       | 令和<br>5年度  | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度  | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度   | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度  |           | 令和<br>9年度  |           |                |   |         |           |                |
| <b>○マテリアルリサイクル推進等に関する事業</b> |            |                  |      |                 |    |          | 4,974,700  | 0         | 1,492,000  | 3,482,700 | 0           | 0         | 4,974,700  | 0         | 1,492,000  | 3,482,700 | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| リサイクルセンター整備事業               |            |                  |      |                 |    |          | 4,974,700  | 0         | 1,492,000  | 3,482,700 | 0           | 0         | 4,974,700  | 0         | 1,492,000  | 3,482,700 | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| 資源ごみ選別施設整備                  | 3          | 北九州市             | 58.5 | t/5h            | R5 | R7       | 4,974,700  | 0         | 1,492,000  | 3,482,700 |             |           | 4,974,700  | 0         | 1,492,000  | 3,482,700 |            |           |                |   |         |           |                |
| 破碎・選別施設整備                   |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             |           |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| 不要品再生施設整備                   |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            | 0         |                |   |         |           |                |
| 展示施設整備                      |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            | 0         |                |   |         |           |                |
| ストックヤード整備事業                 |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            | 0         |                |   |         |           |                |
| 容器包装リサイクル推進施設整備事業           |            |                  |      |                 |    | 0        | 0          | 0         | 0          | 0         | 0           | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| 分別回収拠点整備                    |            |                  |      |                 |    | 0        |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| 小規模ストックヤード整備                |            |                  |      |                 |    | 0        |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| 簡易プレス機整備                    |            |                  |      |                 |    | 0        |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| ごみ収集車整備                     |            |                  |      |                 |    | 0        |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| 灰溶融施設整備事業                   |            |                  |      |                 |    | 0        |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| その他の施設整備事業等(施設名記載)          |            |                  |      |                 |    | 0        |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○エネルギー回収等に関する事業</b>      |            |                  |      |                 |    |          | 42,630,212 | 8,181,633 | 23,960,579 | 3,610,000 | 3,810,000   | 3,068,000 | 32,604,593 | 6,994,491 | 17,806,102 | 2,206,000 | 2,530,000  | 3,068,000 |                |   |         |           |                |
| ごみ焼却施設整備事業(1/2)             | 1          | 北九州市             | 508  | t/日             | R5 | R9       | 32,030,212 | 8,181,633 | 21,448,579 | 0         | 800,000     | 1,600,000 | 7,792,978  | 2,009,953 | 5,783,025  | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| ごみ焼却施設整備事業(1/3)             |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             |           |            |           |            |           | 18,109,615 | 4,984,538 | 10,725,077     | 0 | 800,000 | 1,600,000 | 全体事業期間(R2~R10) |
| メタンガス化施設整備事業                |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           | 0          |           |                |   |         |           |                |
| ごみ燃料化施設整備事業                 |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           | 0          |           |                |   |         |           |                |
| その他の施設整備事業等(新門司工場)          | 2          | 北九州市             | 720  | t/日             | R5 | R9       | 10,600,000 | 0         | 2,512,000  | 3,610,000 | 3,010,000   | 1,468,000 | 6,702,000  | 0         | 1,298,000  | 2,206,000 | 1,730,000  | 1,468,000 | 基幹的設備改良工事(1/3) |   |         |           |                |
| <b>○有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業</b> |            |                  |      |                 |    |          | 0          | 0         | 0          | 0         | 0           | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| ごみ飼料化施設整備事業                 |            |                  |      |                 |    |          | 0          |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| ごみたい肥化施設整備事業                |            |                  |      |                 |    |          | 0          |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○廃棄物運搬中継に関する事業</b>       |            |                  |      |                 |    |          | 0          | 0         | 0          | 0         | 0           | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| サテライトセンター整備事業               |            |                  |      |                 |    |          | 0          |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○最終処分に関する事業</b>          |            |                  |      |                 |    |          | 0          | 0         | 0          | 0         | 0           | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| 最終処分場整備事業                   | 4          | 北九州市             | 2530 | km <sup>3</sup> |    | 未定       | 0          |           |            |           |             |           | 0          |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| 最終処分場再生事業                   |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○し尿処理に関する事業</b>          |            |                  |      |                 |    |          | 0          | 0         | 0          | 0         | 0           | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| 汚泥再生処理センター整備事業              |            |                  |      |                 |    |          | 0          |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| コミュニティプラント整備事業              |            |                  |      |                 |    |          | 0          |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○浄化槽に関する事業</b>           |            |                  |      |                 |    |          | 10,350     | 2,070     | 2,070      | 2,070     | 2,070       | 2,070     | 10,350     | 2,070     | 2,070      | 2,070     | 2,070      | 2,070     |                |   |         |           |                |
| 浄化槽設置整備事業                   | 1          | 北九州市             | 25   | 基               | R5 | R9       | 10,350     | 2,070     | 2,070      | 2,070     | 2,070       | 2,070     | 10,350     | 2,070     | 2,070      | 2,070     | 2,070      | 2,070     |                |   |         |           |                |
| 公共浄化槽等整備推進事業                |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| 浄化槽整備効率化事業                  |            |                  |      |                 |    |          |            |           |            |           |             | 0         |            |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○施設整備に関する計画支援事業</b>      |            |                  |      |                 |    |          | 77,610     | 15,610    | 44,500     | 17,500    | 0           | 0         | 77,610     | 15,610    | 44,500     | 17,500    | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| マテリアルリサイクル推進施設整備(本城資源化センター) | 1          | 北九州市             | 58.5 | t/5h            | R5 | R5       | 5,610      | 5,610     |            |           |             |           | 5,610      | 5,610     |            |           |            |           | 全体事業期間(R3~R5)  |   |         |           |                |
| 目明工場解体撤去事業                  | 3          | 北九州市             | 600  | t/日             | R5 | R7       | 72,000     | 10,000    | 44,500     | 17,500    |             |           | 72,000     | 10,000    | 44,500     | 17,500    |            |           |                |   |         |           |                |
| 響灘東地区廃棄物処分場に係る調査、計画事業       | 2          | 北九州市             |      |                 |    | 未定       | 0          |           |            |           |             |           | 0          |           |            |           |            |           |                |   |         |           |                |
| <b>○災害廃棄物処理計画策定支援事業</b>     |            |                  |      |                 |    |          | 0          | 0         | 0          | 0         | 0           | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         |                |   |         |           |                |
| <b>合計</b>                   |            |                  |      |                 |    |          | 47,692,872 | 8,199,313 | 25,499,149 | 7,112,270 | 3,812,070   | 3,070,070 | 37,667,253 | 7,012,171 | 19,344,672 | 5,708,270 | 2,532,070  | 3,070,070 |                |   |         |           |                |

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 北九州市

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 事業主体名            | 北九州市  |
| (2) 施設名称             | 新門司工場   |
| (3) 工期               | 令和5年度 ～ 令和9年度   |
| (4) 施設規模             | 処理能力 最大720 t/日 (240 t/日 × 3炉)   |
| (5) 形式及び処理方式         | 連続燃焼式機械炉  |
| (6) 余熱利用の計画          | 1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 24 %) ・ 無<br>2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 未定 %) ・ <input checked="" type="checkbox"/> |
| (7) 地域計画内の役割<br>※1   | 安定的なごみ処理体制の確保<br>基幹的設備改良事業による二酸化炭素の削減率 15%  |
| (8) 廃焼却施設解体<br>工場の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/>   |

## 「ごみ燃料化施設」を整備する場合

|             |  |
|-------------|--|
| (9) 燃料の利用計画 |  |
|-------------|--|

## 「メタンガス化施設」を整備する場合

|                     |          |
|---------------------|----------|
| (10) バイオガス<br>熱利用率  | kWh/ごみ t |
| (11) バイオガスの利用<br>計画 |          |

|                   |  |
|-------------------|--|
| (12) 総事業計画額<br>※2 | 10,600,000千円<br>うち、交付対象事業費 6,702,000千円 |
|-------------------|--|

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 北九州市

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 事業主体名            | 北九州市  |
| (2) 施設名称             | 新・日明工場  |
| (3) 工期               | 令和2年度 ～ 令和10年度  |
| (4) 施設規模             | 処理能力 最大508 t/日 (254 t/日 × 2炉)   |
| (5) 形式及び処理方式         | 連続燃焼式機械炉  |
| (6) 余熱利用の計画          | 1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 21.5 %) ・ 無<br>2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 未定 %) ・ <input checked="" type="checkbox"/> |
| (7) 地域計画内の役割<br>※1   | 安定的なごみ処理体制の確保   |
| (8) 廃焼却施設解体<br>工事の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 無   |

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

|             |  |
|-------------|--|
| (9) 燃料の利用計画 |  |
|-------------|--|

「メタンガス化施設」を整備する場合

|                     |         |
|---------------------|---------|
| (10) バイオガス<br>熱利用率  | kWh/ごみt |
| (11) バイオガスの利用<br>計画 |         |

|                   |   |
|-------------------|---|
| (12) 総事業計画額<br>※2 | 32,030,212千円 (全体:35,345,817千円 )<br>うち、交付対象事業費 25,902,593千円 (全体:28,257,118千円)<br><br>【建設】 29,630,212千円 (全体:31,945,817千円 )<br>うち、交付対象事業費 23,502,593千円 (全体:24,857,118千円)<br>【解体】 2,400,000千円 (全体:3,400,000千円)<br>うち、交付対象事業費 2,400,000千円 (全体:3,400,000千円) |
|-------------------|---|

※1 基幹的設備改修事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。



## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 北九州市

|                  |  |                  |                  |
|------------------|--|------------------|------------------|
| (1) 事業主体名        | 北九州市   |                  |                  |
| (2) 事業目的         | <u>エネルギー回収型廃棄物処理</u> 施設整備のため   |                  |                  |
| (3) 事業名称         | 日明工場解体撤去事業   |                  |                  |
| (4) 事業期間         | 令和5年度 ~<br>令和7年度   | 令和 年度 ~<br>令和 年度 | 令和 年度 ~<br>令和 年度 |
| (5) 事業概要         | 焼却施設解体撤去に係る各種調査、計画、実施設計、発注支援等  |                  |                  |
| (6) 総事業計画額<br>※1 | 72,000千円<br>(全体:72,000千円)<br>うち、交付対象事業費<br>72,000千円<br>(全体:72,000千円) |                  |                  |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 北九州市

|                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 事業主体名          | 北九州市   |
| (2) 施設名称           | 本城資源化センター  |
| (3) 工期             | 令和5年度～令和7年度  |
| (4) 施設規模           | 不燃系粗大ごみ：29t/日、かんびん：20t/日、ペットボトル：9t/日、紙パック・トレイ：0.5t/日             |
| (5) 処理方式           | 破碎、磁選・選別・減容・資源化  |
| (6) 地域計画内の役割<br>※1 | リサイクルの促進   |
| (7) 廃焼却施設解体工事の有無   | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> |

「ストックヤード」を整備する場合

|             |  |
|-------------|--|
| (8) ストック対象物 |  |
|-------------|--|

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

|                      |  |
|----------------------|--|
| (9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳 |  |
|----------------------|--|

「灰溶融施設」を整備する場合

|               |  |
|---------------|--|
| (10) スラグの利用計画 |  |
|---------------|--|

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| (11) 事業計画額<br>※2 | 4,974,700千円<br>うち、交付対象事業費 4,974,700千円 |
|------------------|---------------------------------------|

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 北九州市

|                  |  |                 |                 |
|------------------|--|-----------------|-----------------|
| (1) 事業主体名        | 北九州市   |                 |                 |
| (2) 事業目的         | マテリアルリサイクル推進 施設整備のため   |                 |                 |
| (3) 事業名称         | 本城資源化センター整備・維持管理事業   |                 |                 |
| (4) 事業期間         | 令和3年度～<br>令和5年度  | 令和 年度～<br>令和 年度 | 令和 年度～<br>令和 年度 |
| (5) 事業概要         | マテリアルリサイクル推進施設整備に係る調査、計画、アドバイザー業務等                                 |                 |                 |
| (6) 総事業計画額<br>※1 | 5,610千円<br>(全体：27,112千円)<br>うち、交付対象事業費<br>5,610千円<br>(全体：27,112千円) |                 |                 |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## 施設概要(最終処分場系)

都道府県名 北九州市

|                     |                         |                          |                           |
|---------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|
| (1)事業主体名            | 北九州市                    |                          |                           |
| (2)施設名称             | 響灘東地区廃棄物処分場             |                          |                           |
| (3)工期               | 未定                      |                          |                           |
| (4)処分場面積、容積         | 総面積 38 万 m <sup>2</sup> | 埋立面積 22 万 m <sup>2</sup> | 埋立容積 253 万 m <sup>3</sup> |
| (5)処分開始年度<br>及び終了年度 | 未定                      |                          |                           |
| (6)跡地利用計画           | 製造業用地、緑地、道路用地           |                          |                           |
| (7)地域計画内の役割         | 適正な廃棄物処分場の確保            |                          |                           |
| (8)廃焼却施設解体<br>工事の有無 | 無                       |                          |                           |
| (9)総事業計画額<br>※1     | 未定                      |                          |                           |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 北九州市

|                |   |
|----------------|---|
| (1)事業主体名       | 北九州市  |
| (2)事業目的        | 響灘東地区に建設する新処分場整備のため                                   |
| (3)事業名称        | 響灘東地区廃棄物処分場に係る調査、計画事業                                 |
| (4)事業期間        | 未定  |
| (5)事業概要        | 響灘東地区廃棄物処分場(令和 11 年度開場予定)の排水処理施設に係る土壌調査、測量、地質調査、実施設計等 |
| (6)事業計画額<br>※1 | 未定  |

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。



## 響灘東地区処分場位置図



### <概要>

- 1 公有水面埋立法免許区域  
面積：384,300m<sup>2</sup>
- 2 安定型処分場（土砂処分場）  
面積：164,700m<sup>2</sup>  
埋立用材：浚渫土砂
- 3 管理型処分場（廃棄物処分場）  
面積：219,600m<sup>2</sup>  
埋立用材：一般廃棄物、産業廃棄物、建設残土

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福岡県

|  |   |
|--|---|
| (1) 事業主体名  | 北九州市  |
| (2) 事業名称   | 浄化槽設置整備事業   |
| (3) 事業の実施目的及び内容  | 水質汚濁の主な原因となる生活排水を適正に処理するため、小型合併処理浄化槽の設置助成を行う。   |
| (4) 事業期間<br>（生活排水処理基本計画期間）※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。 | 令和5年度～令和9年度<br>（年度～年度）  |
| (5) 事業対象地域の要件  | （人口）（面積） 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他<br>該当する対象地域を選択する。   |
| (6) 事業計画額  | 交付対象事業費 10,350 千円<br>うち（以下の事業を実施する場合）<br>・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円<br>・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円 |

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

| 区分              | 交付対象基数<br>（人分） | 基準額合計      | 総事業費       | 交付対象<br>事業費 |
|-----------------|----------------|------------|------------|-------------|
| 5人槽             | 基（人分）          |            |            |             |
| 6～7人槽           | 25 基（48 分）     | 10,350,000 | 10,350,000 | 10,350,000  |
| 8～10人槽          | 基（人分）          |            |            |             |
| 11～20人槽         | 基（人分）          |            |            |             |
| 21～30人槽         | 基（人分）          |            |            |             |
| 31～50人槽         | 基（人分）          |            |            |             |
| 51人槽以上          | 基（人分）          |            |            |             |
| 宅内配管費           | 基              |            |            |             |
| 撤去費             | 基              |            |            |             |
| 改築費（災害）         | 基              |            |            |             |
| 改築費（長寿命化）       | 基              |            |            |             |
| 浄化槽整備<br>効率化事業費 | 台帳作成費          |            |            |             |
|                 | 計画策定等調査費       |            |            |             |

|     |   |            |            |            |
|-----|---|------------|------------|------------|
|     | 効果的な転換促進及び<br>管理適正化推進費                              |            |            |            |
| 合 計 | 25 基 ( 48 分) ※基<br>数の合計には、宅内配<br>管費、撤去費、改築費<br>を除く。 | 10,350,000 | 10,350,000 | 10,350,000 |

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

| 区分              | 交付対象基数<br>( 人分)                               | 基準額合計 | 総事業費 | 交付対象<br>事業費 |
|-----------------|---|-------|------|-------------|
| 5人槽             | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 6～7人槽           | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 8～10人槽          | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 11～15人槽         | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 16～20人槽         | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 21～25人槽         | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 26～30人槽         | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 31～40人槽         | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 41～50人槽         | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 51人槽以上          | 基 ( 人分)                                       |       |      |             |
| 共同浄化槽           | 人槽 基 ( 戸数)                                    |       |      |             |
| 宅内配管費           | 基   |       |      |             |
| 撤去費             | 基   |       |      |             |
| 改築費 (災害)        | 基   |       |      |             |
| 改築費 (長寿命化)      | 基   |       |      |             |
| 事務費             |   |       |      |             |
| 浄化槽整備<br>効率化事業費 | 台帳作成費   |       |      |             |
|                 | 調査費   |       |      |             |
|                 | 計画策定等調査費                                      |       |      |             |
|                 | 効果的な転換促進及び<br>管理適正化推進費                        |       |      |             |
| 合 計             | 基 ( 人分)<br>※基数の合計には、宅<br>内配管費、撤去費、改<br>築費を除く。 |       |      |             |